

別冊：合併全国事例の研究・分析等について

南河内地域2町1村未来協議会

令和5年12月

大阪府/太子町/河南町/千早赤阪村

目次

第1章 合併全国事例の分析	・ ・ ・	P 3
第2章 過去の合併議論等	・ ・ ・	P 2 4
第3章 将来のすがた(単独で存続する場合)	・ ・ ・	P 3 1
第4章 将来のすがた(合併した場合)	・ ・ ・	P 4 1
第5章 合併の制度等	・ ・ ・	P 5 0

第1章 合併全国事例の分析

- 合併を選択した理由
- 合併の効果
- 合併後の課題と対応

合併全国事例の分析①(合併を選択した理由)

平成の合併の検証を公開している全国町村会、道県の検証資料を分析し、全国の市町村が合併を選択した理由を整理する。

合併の理由

()内は市町村アンケートの具体的な回答内容

※団体数は各検証資料の作成当時の合併団体のうち、回答があった団体数

(1)行政体制の充実・強化

町村会:合併9団体の主な回答 **「高度化・多様化する行政需要、広域行政への対応」**

(「人口減少、高齢化の進行により、山間部の町村では単独でのまちづくりに限界を感じていた」)

北海道:21団体中20団体が**「地方分権時代にふさわしい基礎自治体としての行政体制の充実・強化を図るため」**と回答

愛知県:15団体中11団体が**「地方分権推進のための行政体制の整備」**と回答

(2)財政基盤の強化

町村会:合併9団体の主な回答 **「財政的な危機感」「地方交付税の削減」**

(「将来、財政運営が立ちいかななくなったとき、合併を選択しなかった理由を住民に説明できないと考えた」)

北海道:21団体中19団体が**「行政サービスを維持・向上するため」「将来に向けた財政基盤を確立するため」**と回答

(「三位一体改革により、財政的に厳しくなったことが合併の要因」)

愛知県:15団体中11団体が**「財政基盤の強化」**と回答

(3)広域的なまちづくり

町村会:合併9団体の主な回答 **「従来からの広域連携の延長として」**

(「郡としてのまとまりの下地があり、合併を理解する土壌があった」「職員間の結びつきができていた」)

愛知県:15団体中9団体が**「広域的なまちづくり」**と回答

(4)その他、合併を後押しする制度等

町村会:合併9団体の主な回答 **「国・県からの指導」「合併機運の高まり」「単独行政を選択した場合の疎外感へのおそれ」**

「市制3万人特例の適用」「合併特例債や県の交付金」

(「経済圏、生活圏としての地域の一体性が生まれており、住民の間にも合併はやむを得ないという機運があった」)

出典:全国町村会「平成の合併」をめぐる実態と評価(H20.10)、北海道「北海道の合併市町村～新しいまちづくりに向けて～」(H22.3)、愛知県「愛知県における平成の合併の検証」(H31.3)より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析②(合併の効果)

平成の合併の検証を公開している国、道県及び市町村の検証資料を分析し、合併の効果と課題、課題への対応方策を整理する。

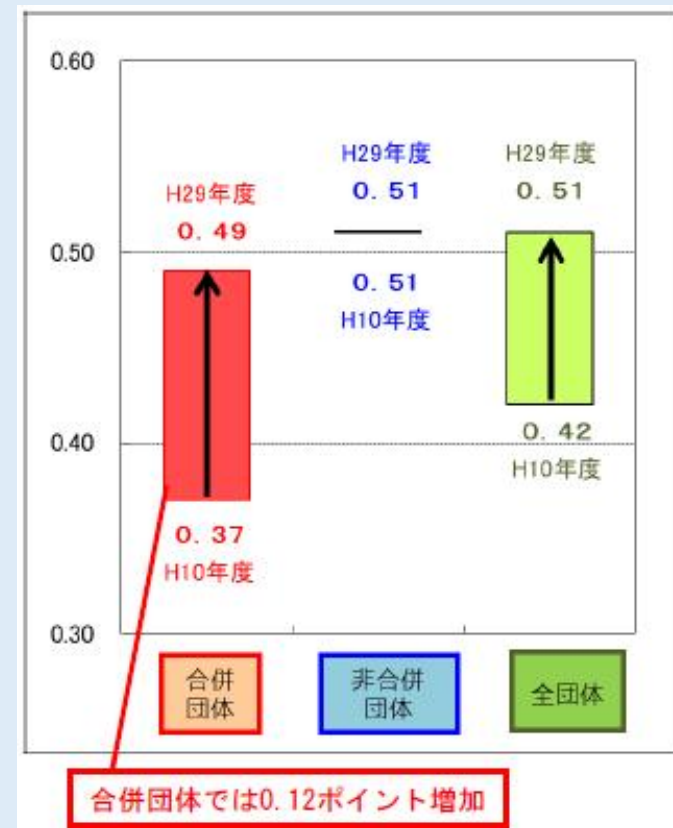
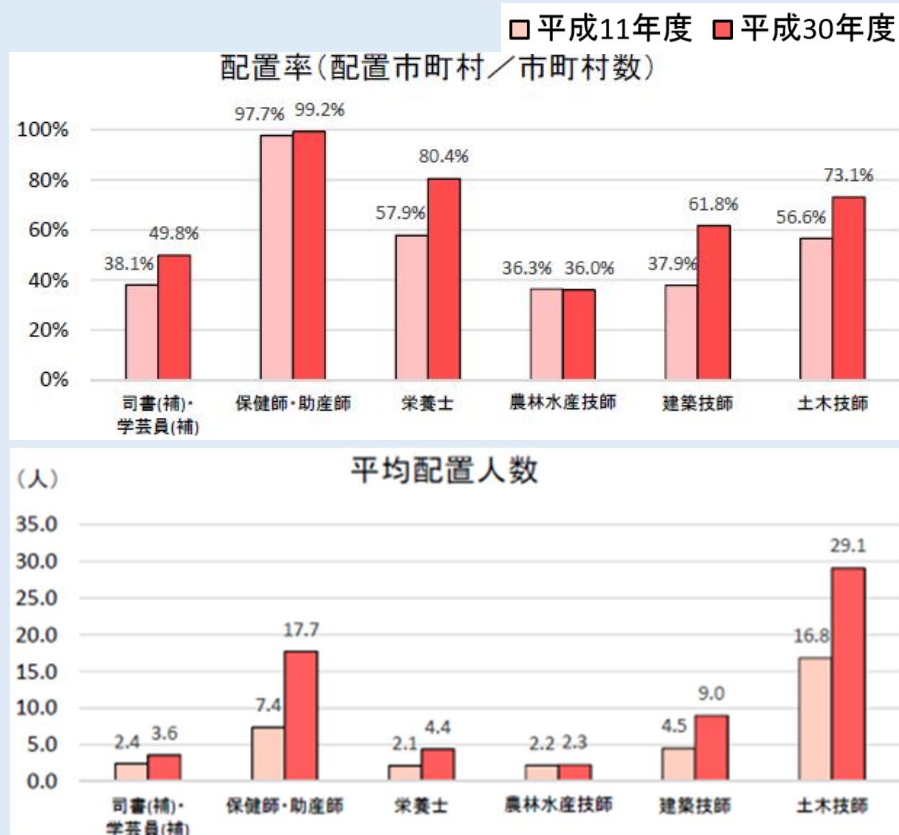
合併の効果(第32次地方制度調査会資料)

1 専門職員の配置・充実、専門部署の新設などの組織・機構の充実

- 合併市町村では、保健福祉分野・土木建築分野等の専門職員が配置されている市町村の割合が上昇し、専門職員の平均配置人数も増加している。また、組織の専門化なども行われている。

2 財政力指数の変化

- 合併市町村では、平成10年度から平成29年度までに財政力指数が0.12ポイント上昇した。



合併全国事例の分析②(合併の効果)

合併の効果(市町村アンケートの回答 ①)

※団体数は各検証資料の作成当時の合併団体のうち、回答があった団体数

(1)人件費の削減

・市町村合併前後の人件費等削減率

北海道:人件費▲15.5%(H15→H20)

茨城県:職員給▲17.4%(H12→H23)

三重県:人口1人当たり人件費▲19.5%(H14→H25)

(2)組織及び人材の高度化・専門化

・組織の高度化・専門化

北海道:21団体中14団体の市町で**総務・企画・財政主担課を新設・専門化**

愛知県:15団体中10団体が企画財政総務、9団体が産業振興において組織拡充等の効果ありと回答

・人材の専門化

北海道:「職員が増えたことにより、**兼務が無くなり、職員が専任で仕事出来るようになった**」

茨城県:「専任職員(家庭相談員、母子自立支援員など)の配置により住民サービスが向上した」

栃木県:12団体中9団体が、**専門職員の任用や配置**において合併の効果が発現したと回答

三重県:16団体中11団体が専門職員の配置等で合併効果が十分に発現していると回答

(3)地域の知名度向上・イメージアップ

北海道:「公募により決定した町名の**イメージアップ効果**は大きい」「**広域的な観光宣伝**が可能となった」

岩手県:発現した合併効果として、91.7%の団体が「地域の知名度向上・イメージアップ」と回答

茨城県:合併の効果として、87%の団体が「地域のイメージアップ」を評価

静岡県:「各市町の観光資源が集まることにより、新市としての観光PRの素材が豊富となった」

愛知県:15団体中10団体が「**観光施設への来場者数等**」、9団体が「**企業誘致のしやすさ**」、8団体が「**マスコミへの露出**」、7団体が「**農産品等のブランド化**」、4団体が「**採用試験の応募者数**」で知名度向上による合併効果があったと回答。

出典:北海道「北海道の合併市町村～新しいまちづくりに向けて～」(H22.3)、岩手県「合併市町村における合併効果と課題」(H21.2)

茨城県「茨城県における市町村合併の検証について」(H24.12)、栃木県「平成の合併の効果等について」(H28.10)、

静岡県「市町村合併の効果と課題」(H19.3)、愛知県「愛知県における平成の合併の検証」(H31.3)、三重県「合併市町村状況調査」(H27.7)

より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析②(合併の効果)

合併の効果(市町村アンケートの回答 ②)

※団体数は各検証資料の作成当時の合併団体のうち、回答があった団体数

(4)広域的なまちづくり

茨城県:広域的なまちづくりで合併の効果が現れている・ある程度現れていると回答した割合(分野別)は、割合が高い順に、「子育て支援(87.0%)」「環境・衛生(85.7%)」「教育・文化(84.0%)」「防災・危機管理(83.3%)」

栃木県:12団体中11団体が「日常生活圏と市町村区域の一致によるサービス向上」、10団体が「公共施設等の効率的な整備・利用」において合併の効果があったと回答。

愛知県:15団体中11団体が「利用可能な公共施設の増加」、9団体が「公共施設の効率的配置、ネットワーク化」において合併の効果があったと回答。

(5)各種行政サービスの向上

北海道:21団体全てが合併を契機に「保健・福祉分野のサービス水準が向上(各種助成の拡充など)」と回答。

茨城県:合併により88%の団体が「住民窓口(市民課・税務課・消費生活相談等)・子育て支援のサービスが向上」と回答。

愛知県:15団体中13団体が「子育て支援」、12団体が「まちづくり・公共交通」、11団体が「消防・防災」、9団体が「住民窓口」「高齢者・障がい者支援」「健康・医療」「環境・ごみ処理」、8団体が「文化・スポーツ振興」、7団体が「防災・交通安全」、5団体が「教育」の各分野で合併による住民サービスの向上の効果があったと回答。

三重県:16団体中15団体が「合併前の状態では維持困難であった可能性のあるサービスの継続」、13団体が「公共的交通の充実による生活圏内の移動の利便性」と「地域コミュニティ、市民活動の振興」、12団体が「地域課題の解消」、11団体が「高度な機能を持つ大規模施設の利用」、10団体が「事務の効率化の推進及び事務処理速度の向上」において合併の効果があったと回答。

出典:北海道「北海道の合併市町村～新しいまちづくりに向けて～」(H22.3)、茨城県「茨城県における市町村合併の検証について」(H24.12)、栃木県「平成の合併の効果等について」(H28.10)、愛知県「愛知県における平成の合併の検証」(H31.3)、三重県「合併市町村状況調査」(H27.7)より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析②(合併の効果)

合併の効果(住民アンケートの回答)

()内は住民アンケートの具体的な回答内容

(1)住民サービスの向上

茨城県:「生活の実態に合わせたより広域的なまちづくりが図られた(33.1%)」

「行政・財政の合理化, 効率化が図られた(29.1%)」

「最寄り庁舎で各種手続きができ便利になった」「自動交付機の設置で閉庁時間でも証明書が取得できる」

「幼稚園や保育園の広域利用が可能になり選択肢が増えた」「障がい者手帳の交付期間が短縮された」

「旧市町にあった**観光資源を一体的に生かせる**ようになった」「**地域間の商工会会員の交流が活発化**した」

「旧市町間の道路が拡幅された」「救急隊の現場到着時間が短縮された」「住民が意見を述べる機会が増加した」

静岡県:「**各種講座の選択肢が増えた**」「**公共施設の利用範囲が拡大**した」「地域活動に広がりが出た」

愛媛県:「時代や新しいニーズに応えたサービスが受けられるようになった(43.7%)」

「これまでは県に対して行っていた申請や相談などが、居住している市町でできるようになった(39.4%)」

「他の旧市町村の窓口サービスや公共施設が利用できるようになった(38.4%)」

長崎市:肯定的な評価が多かった項目「都市基盤の整備」「消防・防災体制の整備」「保健医療の充実」

(2)住民等の変化

静岡県:「地域としてのまとまりがでてきた」「自分の地域の歴史やよいところを見直す機会になった」

「**住民に自立心が生まれ、地区も活性化**してきた」「旧町の**イベントへの参加者が大幅に増えた**」

「旧町の事業に旧市の企業が参加、支援してくれるようになった」

愛媛県:「市町の区域が広がったことにより、文化・スポーツなどで**住民相互の交流が広がった**(40.2%)」

「市町の一体感が醸成され、イメージが良くなった・自分の市町の全国的な知名度が上がった(37.5%)」

出典:茨城県「茨城県における市町村合併の検証について」(H24.12)、静岡県「市町村合併の効果と課題」(H19.3)、
愛媛県「愛媛県における平成の市町村合併の検証」(H27.2)、長崎市「合併の検証～合併から10年を経過して～」(H28.3)
より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析②(合併の効果)

合併の効果(向上した住民サービスの具体例)

(1)保健・医療

北海道:国保料、介護保険料の引き下げ、**乳幼児医療費助成**

茨城県:乳幼児医療費無償化、保健師・看護師・栄養士などの**専任職員の増員による健康管理・相談体制の充実**

(2)教育・子育て

栃木県:**利用可能保育園数の増、子育て支援施設・放課後児童クラブの開設**、妊娠中・出産後の栄養指導等の充実、
栄養教諭の給食担当部署への配置、臨床心理士の配置、教育相談室の設置、学芸員等の増員

茨城県:保育料の引き下げ、保育時間延長、一時保育日数の増加、家庭相談員・母子自立支援員などの専任職員の配置、
生涯学習の拠点施設の整備、スポーツ施設や図書館の広域利用、学芸員や司書などの専門職員の配置

愛知県:児童館・子育て支援センター・ファミリーサポートセンターの開設

(3)高齢者福祉

栃木県:地域包括支援センターの24時間体制化、**生きがいサロン・閉じこもり防止・見守り・買物支援事業等の拡充**

茨城県:介護サービスの給付対象の拡充や医療費などへの各種補助・助成枠の拡大、社会福祉主事など専任職員の配置

(4)まちづくり

栃木県:コミュニティバス等の運行エリア拡大、旧市境の道路整備、**公共施設の一括指定管理**

茨城県:産業振興専門部署の設置、企業誘致・観光推進の専任職員の配置、ブランド商品の開発、観光協会・商工会の統合、
広域的な観光ルートの設定や各種イベントの広域化による観光魅力の向上、専任職員(建築職)の配置

愛知県:旧町と合併後の市中心部を結ぶコミュニティバス路線の運航開始

(5)その他

静岡県:**本庁・支所で日を分けて休日窓口サービスや窓口時間延長を実施**

栃木県:期日前投票所の増設、消費生活センターの設置、**施設の休館日の重複回避による広域利用促進**

茨城県:消防署出張所の設置による現場到着時間の短縮、市民の自主的な活動を支援する拠点を各地区に開設

出典:北海道「北海道の合併市町村～新しいまちづくりに向けて～」(H22.3)、茨城県「茨城県における市町村合併の検証について」(H24.12)、
栃木県「平成の合併の効果等について」(H28.10)、静岡県「市町村合併の効果と課題」(H19.3)、
愛知県「愛知県における平成の合併の検証」(H31.3)より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析②・③(合併の効果と合併後の課題)

- ・熊本県では、多くの合併市町村が合併10周年を迎えることを契機として、平成26年度に市町村合併の検証を実施
- ・報告書では、合併の効果として行財政の効率化や合併特例債等の活用、住民主体のまちづくりの進展等が示される一方で、課題として窓口の利便性低下、支所職員減少による活気の低下、住民に対する合併効果等の情報発信不足等が指摘されている。

合併の効果

- (1)行政体制の効率化 ※括弧内は非合併市町村
- ・合併後10年間の職員数▲19.0%(▲15.9%)
 - ・特別職の減少及び議員定数の削減による給料等の減少
特別職給料▲73.1%(▲12.4%)議員報酬▲52.8%(▲23.9%)
- (2)行政体制の基盤強化—専門職員等の充実・組織再編—
- ・合併市町村の専門職員及び専任職員の配置率
土木76%(36%)建築59%(25%)
農林水産53%(21%)危機管理71%(29%)
産業振興65%(29%)
 - ・本庁組織の再編による専任組織の設置等
福祉課・高齢支援課等を再編し、新たに子育て支援課を追加設置など
- (3)財政運営の効率化・基盤強化と財政支援措置の活用
- ・合併市町村では経常収支比率及び将来負担比率が非合併市町村より大きく改善し、財政力指数の下げ幅(H18→H25)も非合併市町村より小さい
 - ・合併特例債、合併算定替、合併推進体制整備費補助金を活用
 - ・行財政基盤の充実を福祉分野での住民サービス向上につなげた団体が多い

参考：合併を契機に充実した住民サービス(合併市町村アンケート結果)



- (4)住民参加・協働及び地域振興
- ・合併に伴う地域のつながりの希薄化が意識されたことから、自治会や老人会等が参加する協議会型組織が多数設立された。

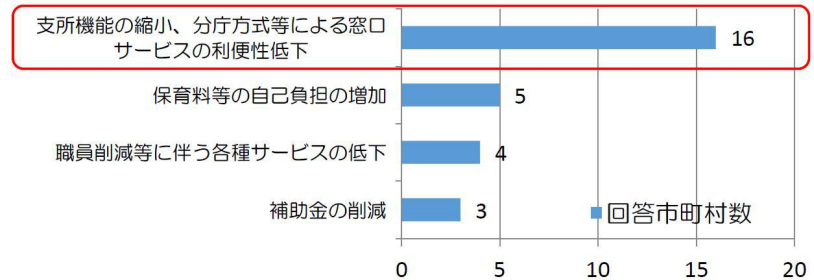
合併後の課題

- (1)市町村合併に対する住民の評価 ※括弧内は非合併市町村
- 評価している・ある程度評価している:38.3%(52.1%)
 - 評価しない・あまり評価しない:47.6%(32.4%)
 - ⇒分析:合併時の期待の高さが合併評価を押し下げた一因

合併前後の行政サービス等の変化
マイナス評価が多い項目:産業・地域の活気・公共料金
周辺部でマイナス評価が多い項目:窓口・産業・地域の活気・公共料金

- (2)支所機能の縮小等による窓口サービスの利便性低下
支所等の課の数:198課→75課
支所等の職員の数:1,688人→687人

参考：合併を契機に低下した行政サービス
(合併市町村アンケート結果から)

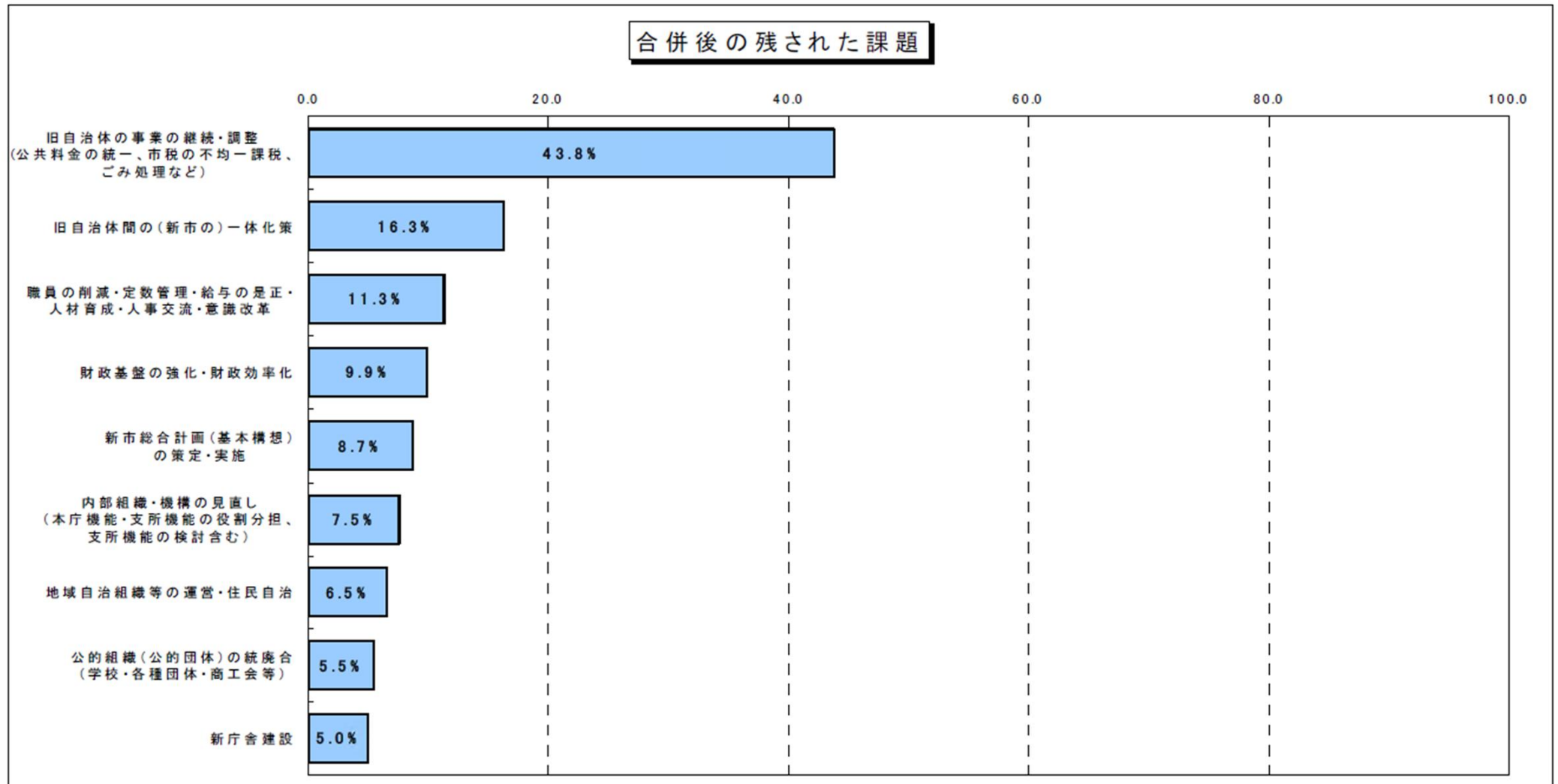


- (3)支所職員の減少による従業者に占める公務の割合の減少
旧岡原村:12.4%→0.8%旧須恵村:16.0%→1.6%

出典:熊本県・熊本県立大学「熊本県における平成の市町村合併検証報告書」より大阪府総務部市町村局作成

合併全国事例の分析③(合併後の課題と対応)

合併市町村が合併後の残された課題として多く回答した項目は、「旧自治体の事業の継続・調整」「旧自治体間の一体化策」「職員の削減・定数管理・給与の是正・人材育成・人事交流・意識改革」などが挙げられる。中でも公共料金等の統一には、住民負担や住民サービスの急激な変化を避けるためにも一定の期間を要することから、合併前からシミュレーション等を行い、住民に情報提供を図っていくことが重要であると考えられる。



出典:総務省平成の合併に関する研究会「『平成の合併』の評価・検証・分析」

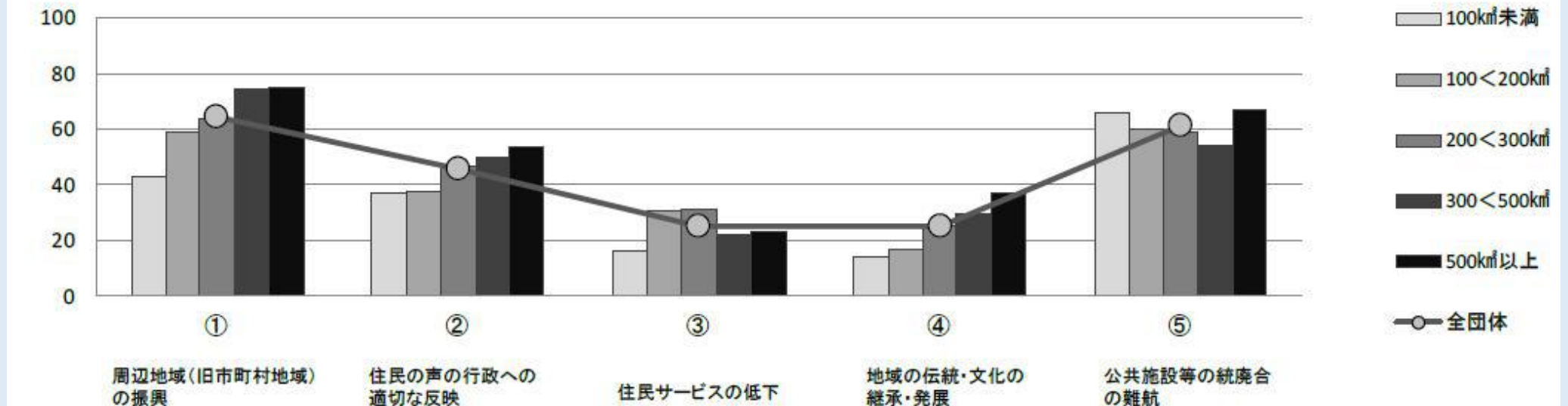
合併全国事例の分析③(合併後の課題と対応)

合併の課題と対応①

(1) 合併後の行財政運営上の課題

- 合併後の行財政運営上の課題としては、「**周辺地域(旧市町村地域)の振興**」(64.6%)、「**公共施設等の統廃合の難航**」(61.0%)、「**住民の声の行政への適切な反映**」(45.6%)の順に多く選択されている。
- 面積規模別に見ると、「**周辺地域(旧市町村地域)の振興**」や「**住民の声の反映**」、「**地域の伝統・文化の継承・発展**」については、面積が大きいほど、選択した市町村の割合が高くなる傾向がある。

回答率 (単位: %)



(2) 行政区域の広域化に伴う課題への対応で重視していること

- 「**地域単位でコミュニティ活動等を行う団体への支援**」(71.5%)、「**コミュニティバスの運行・運行エリアの拡大**」(54.1%)、「**地域のイベント、祭りの実施及び伝統文化の保存・継承への支援**」(45.1%)、「**支所機能の充実によるサービスの維持・向上**」(43.6%)の順に多く選択されている。

出典:第32次地方制度調査会第8回専門小委員会資料(平成31年1月29日)より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析③(合併後の課題と対応)

合併の課題と対応②

(3)支所方式の採用状況・支所機能で重視していること

- ・約35%の市町村において総合支所方式が、30%の市町村において分庁方式が採用されている。面積の小さい市町村ほど、分庁が置かれ、面積が広くなるにつれて、総合支所が置かれる市町村の割合が高くなる傾向がある。
- ・重視している支所機能について、「身近な場所での窓口、相談機能」については、面積に関わらず選択した市町村の割合が高く、「コミュニティ機能の維持」、「きめ細やかな行政サービスの維持」、「災害対応の拠点」については、特に面積が広いほど、選択した市町村の割合が高くなる傾向がある。

課題への対応の具体例(愛知県内の市町村の例)

(1)窓口サービス機能の維持のための取組み

岡崎市・愛西市:出張所を廃止したが、代替措置として**郵便局に証明書交付事務を委託**

稲沢市・清須市:支所(旧町役場)にあった**窓口業務を近隣の保健センターや図書館等へ移転**し、支所は解体

(2)地域住民の声を行政に反映させるための施策

豊田市:**地域自治区及び地域会議を中学校区単位で設置**し、住民の意見を行政に反映し、住民自治を拡充

西尾市:職員が地域に出向き、市の事業を説明したり、地域の声を吸い上げる市民協働ガイドを実施

新城市:支所に自治振興事務所を置き、事務所長の市民任用を実施。**幹部職員等が地域に出向く意見交換会**を実施。

あま市:市長が地域に出向き市民の声を直接聞く「ふれあいミーティング」、市内施設に「まちづくり提案箱」を設置。

(3)周辺部の旧市町村地域の維持・活性化のための取組み

西尾市:小学校区を基本として地域団体等で構成された**校区コミュニティ推進協議会による地域課題の解決**

稲沢市:地区まちづくり推進協議会への助成金交付

新城市:**個々で行っていた地域行事や史跡のPRを関連付けて**、チラシ等の制作を実施

出典:第32次地方制度調査会第8回専門小委員会資料(平成31年1月29日)、

愛知県「愛知県における平成の合併の検証」(H31.3)より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析④(2町1村と類似する団体の合併事例)

2町1村と人口規模等が類似する団体の合併事例を分析することにより、将来合併を選択する場合に想定される協議内容等を概観する。

青森県平川市(旧平賀町・旧尾上町・旧碓ヶ関村)①

(1) 合併団体の概要

	青森県平川市	参考:南河内2町1村の合計
人口	36,454人(平成12年国調)(30,567人(令和2年国調)) 旧平賀町 :22,861人 旧尾上町:10,167人 旧碓ヶ関村: 3,426人	33,615人(令和2年国調) 太子町:13,009人 河南町:15,697人 千早赤阪村: 4,909人
面積	345.81km ²	76.73km ²
職員数	260人(平成18年一般行政部門) (219人(令和4年同))	252人(令和4年一般行政部門)
予算	15,258百万円(平成16年度歳入予算) 21,623百万円(令和3年度歳入決算)	16,893百万円(令和3年度歳入決算)

(2) 合併協議等の概要

期日・方式・特例適用	平成18年1月1日・新設合併・市要件特例(人口)
合併理由	人口減少・少子高齢化、日常生活圏の拡大、行政ニーズの多様化・高度化、地方分権の進展、厳しい財政状況
合併協議	任意の合併協議会は設置せず、法定協議会のみ。以前に近隣12市町村の法定合併協議会の合併協議不調
難航した協議項目と対応	新市の名称。公募した名称の候補から協議会の小委員会で絞り込み、各町村で協議
合併方式の決定理由	「大きい自治体に吸収されるイメージ」がある編入合併では、住民・議会・首長の理解を得難かった。
合併期日の決定理由	前後に休日の続く日(電算システムの安定稼働を目指すため)
新事務所の決定理由	規模が一番大きい旧平賀町の庁舎を本庁舎、旧尾上町庁舎を分庁舎、旧碓ヶ関村庁舎を総合支所とした。
新市建設計画	計画期間10年。各総合計画を踏まえ、各町村の「ひと・地域・産業」を活かすことができるよう計画を策定
住民への情報提供等	広報誌全15号を全世帯配布。住民説明会50回開催、延べ2,459人参加。新市のガイドブックを全世帯配布 法定協設置の約1年半前に合併についてのアンケートを全有権者に実施
外部コンサルへの委託	電算システム統合支援業務1,325千円、例規整備業務1,250千円、市章類似商標調査業務378千円

合併全国事例の分析④(2町1村と類似する団体の合併事例)

青森県平川市(旧平賀町・旧尾上町・旧碓ヶ関村)②

(3)合併の内容

議員の特例	在任特例あり(在任期間1年7か月)
農業委員会の委員	委員の任期は合併後1年間継続。最初の選挙は旧3町村で2選挙区定数21人、次の選挙は1選挙区定数18人で実施
三役	旧平賀町：町長・助役・収入役は失職 旧尾上町：町長は新市の職務執行者、助役は失職、収入役は不在 旧碓ヶ関村：村長・助役は失職、収入役は不在
組織・機構の整備	合併と同時に部・課とも完全に統合
従前の支所等	旧平賀町の支所は引き続き支所として設置
地域審議会	設置せず。旧町村では「首長と語る集い」を開催するなど地区の意見を聞く機会を年に数回設けており、合併後も継続するため。
上下水道使用料	上水道は合併後2年、下水道は合併後5年をめぐり旧平賀町の例により統合・見直し
その他使用料	火葬場使用料について格差があったため統合
国保・介護保険	賦課徴収方法、保険料について合併初年度に統一
電算システム	3町村のうち、構築年度が直近である旧尾上町のシステムに統合
町・字の名称・区域	変更なし

(4)合併後の状況

合併後の効果	・行財政の効率化：職員定数の適正化により、人件費減(歳出に占める割合 平成17年22.1%⇒令和3年11.5%) ・広域的なまちづくり：地形や機能により「都市機能ゾーン」「生活空間ゾーン」「産業振興ゾーン」「自然環境保全ゾーン」に分類し、長期的な視点に立って、合理的かつ計画的な土地利用を推進
合併後の課題	公共施設の最適化(同じ用途の施設が多く存在・老朽化)、市民の一体感の醸成、知名度の向上、通信インフラの地域間格差解消、若者の定住と人材育成、基幹産業の活性化、財政基盤の強化等

出典：公益財団法人日本都市センターHP、平川市HP、「新市建設計画」、「長期総合プラン」より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析④(2町1村と類似する団体の合併事例)

千葉県いすみ市(旧夷隅町・旧大原町・旧岬町)①

(1)合併団体の概要

	千葉県いすみ市	参考:南河内2町1村の合計(再掲)
人口	42,835人(平成12年国調)(35,544人(令和2年国調)) 旧夷隅町:7,952人 旧大原町:20,531人 旧岬町:14,352人	33,615人(令和2年国調) 太子町:13,009人 河南町:15,697人 千早赤阪村:4,909人
面積	157.5km ²	76.73km ²
職員数	405人(平成17年一般行政部門)(280人(令和4年同))	252人(令和4年一般行政部門)
予算	14,007百万円(平成16年度歳入予算) 19,887百万円(令和3年度歳入決算)	16,893百万円(令和3年度歳入決算)

(2)合併協議等の概要

期日・方式・特例適用	平成17年12月5日・新設合併・市要件特例(人口)
合併理由	少子高齢化と厳しい財政状況を背景に、合併による行財政基盤の強化と効率的な執行体制を確立するため。
合併協議	任意の合併協議会を設置(合併期日と法定協議会の主要項目の合意のため)、法定協議会は約8か月
難航した協議項目と対応	合併の期日。3回の協議を重ね、妥協点を見出した。
合併方式の決定理由	町同士の合併で人口、行政機能等に大きな差がなかったため、対等の合併方式となった。
合併期日の決定理由	合併特例法の経過措置の期限内で、合併準備に支障がなく、かつ、できるだけ早い時期
新事務所の決定理由	既存施設を用いる方針のもと、築年・床面積等を考慮して旧大原町庁舎を当分の間の新市の事務所とした。協議の中で事務所設置を望んだ岬町には、新規建設の際に考慮するよう協定書に記載した。
新市建設計画	計画期間10年。各町間のバランスに配慮。投資的経費を抑制し、健全財政を目指す内容
住民への情報提供等	広報誌全4号を町内会等経由で配布。住民説明会4回開催、延べ600人参加。HPの開設
外部コンサルへの委託	例規一元化支援業務、電算システム統合基本設計支援業務委託、市章類似調査・デザインマニュアル作成委託

出典:公益財団法人日本都市センターHP,いすみ市「新市建設計画」,総務省「市町村別決算状況調」より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析④(2町1村と類似する団体の合併事例)

千葉県いすみ市(旧夷隅町・旧大原町・旧岬町) ②

(3)合併の内容

議員の特例	在任特例あり(在任期間1年) 一定期間、旧町ごとの意見を反映しやすくするため。
農業委員会の委員	委員の任期は合併後7か月間継続
三役	旧夷隅町:町長は新市の職務執行者、助役・収入役は退職 旧大原町:町長・助役・収入役は退職 旧岬町 :町長は新市の市長、助役・収入役は退職
組織・機構の整備	組織上、全ての部課を新市の組織に再編したが、旧2町の庁舎を総合支所として、管理部門を除き旧町の組織に準じた課を設置
従前の支所等	なし
地域審議会	設置。合併前の地域ごとの意見を反映し、均衡の取れた施策を展開するため。
上下水道使用料	上水道は3町中最も低い料金で統合。下水道事業は未実施
その他使用料	—
国保・介護保険	賦課徴収方法、保険料について合併翌年度に統一
電算システム	電算部会を設置し、夷隅町の方式をもとに新市としてのシステムを構築
町・字の名称・区域	旧岬町の地域に旧町名を残したい意向が強かったため、字名に「岬町」を冠することとした。

(4)合併後の状況

合併後の効果	<ul style="list-style-type: none">・財政削減効果:12,300百万円/10年間見込・サービスの高度化・多様化:職員の兼務が大幅に解消され、より専門的な取組みが可能となった。 乳幼児医療の拡充など、1町の施策を新市全域で行うことにより、全体的なサービス水準の向上が図られた。・イメージアップ:旧町ごとの特性を生かしつつ、これらを複合させることで、より多様な魅力のアピールが可能となる。
合併後の課題と対応	<ul style="list-style-type: none">・役場が遠くなる⇒旧役場を総合支所とした・中心部と周辺部の格差⇒予算編成に際して地域間の均衡に配慮

出典:公益財団法人日本都市センターHP、いすみ市HP、「新市建設計画」より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析④(2町1村と類似する団体の合併事例)

岐阜県山県市(旧高富町・旧伊自良村・旧美山町)①

(1)合併団体の概要

	岐阜県山県市	参考:南河内2町1村の合計(再掲)
人口	30,951人(平成12年国調)(25,280人(令和2年国調)) 旧高富町:18,795人 旧伊自良村:3,287人 旧美山町: 8,869人	33,615人(令和2年国調) 太子町:13,009人 河南町:15,697人 千早赤阪村: 4,909人
面積	222.04km ²	76.73km ²
職員数	286人(平成16年一般行政部門) (194人(令和4年同))	252人(令和4年一般行政部門)
予算	15,340百万円(平成15年度歳入決算) 15,459百万円(令和3年度歳入決算)	16,893百万円(令和3年度歳入決算)

(2)合併協議等の概要

期日・方式・特例適用	平成15年4月1日・新設合併・市要件特例(人口)
合併理由	住民・行政の結びつき(3町村の一部事務組合5つ、その他広域事務)、分権時代対応の強い自治体づくり
合併協議	市町村合併共同研究室(合併の枠組み等の研究)及び任意の合併協議会を設置、法定協議会は約1年7か月
難航した協議項目と対応	新市の名称。法定協に名称候補選定小委員会を設置し、一般公募で10候補を選定、法定協で最終決定
合併方式の決定理由	3町村が対等な立場で合併し、新しい市を設置することとした。
合併期日の決定理由	人口要件の3万人特例の適用期間内の年度開始日
新事務所の決定理由	庁舎が新しく、人口増を見込んだ設備となっていた旧高富町庁舎を新事務所、他の町村の庁舎を支所とした。
新市建設計画	計画期間10年。旧町村の総合計画を踏襲し、まちづくりの基本理念、5つの基本方針で構成
住民への情報提供等	広報誌全19号を自治会経由で配布。住民説明会19回開催、延べ1,151人参加。HPの開設、月1回定期更新
外部コンサルへの委託	電算システム構築調査委託業務、例規・事務事業調査委託業務

出典:公益財団法人日本都市センターHP,山県市「新市まちづくり計画」,総務省「市町村別決算状況調」より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析④(2町1村と類似する団体の合併事例)

岐阜県山県市(旧高富町・旧伊自良村・旧美山町) ②

(3)合併の内容

議員の特例	在任特例あり(在任期間1年1か月) 新市建設計画の実効性を高めるとともに、合併後の住民の声を行政に届きやすくするため。
農業委員会の委員	委員の任期は合併後6か月間継続。地域特有の事情に精通した人物が一定期間その職にとどまる必要があると判断したため。
三役	旧高富町:町長は新市の市長、助役・収入役は退職 旧伊自良村:村長は職務執行者、助役・収入役は退職 旧美山町:町長・助役・収入役ともに退職
職員・組織・機構	新規採用抑制・合併後3年間で3%15人削減・課長制から部長制に移行。組織は合併時に新たに部・課を整備
従前の支所等	旧美山町に設置の出張所は合併後も引き続き設置
地域審議会	なし。旧町村議会の議員が地域住民代表の意味を含めて在任したため。
上下水道使用料	上水道は負担の低いほうに合わせた。下水道事業は当面旧自治体ごとに従前のとおり。
その他使用料	住民票及び印鑑証明書等の写しの交付手数料等は適正な負担額に見直し、値上げとなった地域がある。
国保・介護保険	賦課徴収方法、保険料について合併初年度に統一
電算システム	3町村とも同じシステムを導入しているケースが多かったため、そのまま同じシステムで構築
町・字の名称・区域	変更なし

(4)合併後の状況

合併後の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・財政削減効果:1,440百万円/10年間見込 ・基盤整備の推進:合併特例債等を活用し、「新市まちづくり計画」の事業を実施 ・広域まちづくり:拡大した住民の生活圏に沿った道路、上下水道の整備が可能となった。
合併後の課題と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・役場が遠くなる⇒旧役場を支所とし、支所に市民係を設置して総合的な窓口サービスを実施 ・中心部と周辺部の格差⇒自主運行バスを全市に拡大し、料金体系を見直し利便性を向上。ほかに情報インフラ整備

出典:公益財団法人日本都市センターHP、山県市HP、「新市まちづくり計画」より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析④(2町1村と類似する団体の合併事例)

茨城県行方市(旧麻生町・旧北浦町・旧玉造町)①

(1)合併団体の概要

	茨城県行方市	参考:南河内2町1村の合計(再掲)
人口	41,465人(平成12年国調)(32,185人(令和2年国調)) 旧麻生町:16,587人 旧北浦町:10,938人 旧玉造町:13,940人	33,615人(令和2年国調) 太子町:13,009人 河南町:15,697人 千早赤阪村:4,909人
面積	166.33km ²	76.73km ²
職員数	295人(平成17年一般行政部門)(232人(令和3年同))	252人(令和4年一般行政部門)
予算	15,484百万円(平成16年度歳入予算) 19,072百万円(令和3年度歳入決算)	16,893百万円(令和3年度歳入決算)

(2)合併協議等の概要

期日・方式・特例適用	平成17年9月2日・新設合併・市要件特例(人口)
合併理由	住民・行政の結びつき(3町村の一部事務組合4つ)。分権時代対応の強い自治体づくり。
合併協議	旧麻生町・旧北浦町の任意の合併協議会で11回議論。約1年後に旧玉造町が加わって法定協議会設置
難航した協議項目と対応	新市の事務所の位置。合併後に新市の中央付近に建設することとし、それまでは旧麻生町役場とした。
合併方式の決定理由	3町とも小規模な自治体で、財政規模もほぼ同じであることから、新設合併とした。
合併期日の決定理由	2町間の合併協議に1町が加わったことで住民への周知及び新市移行準備のため、半年延ばした期日とした。
新事務所の決定理由	交通事情、他の官公署の配置状況を考慮。麻生庁舎・北浦庁舎・玉造庁舎を設置する分庁方式とした。
新市建設計画	計画期間10年。旧町村の総合計画の事務事業評価の結果を反映。共通の地域資源を生かしたまちづくり。
住民への情報提供等	広報誌全12号を区長経由で配布。住民説明会86回開催、延べ3,600人参加。HPの開設、月1回定期更新 旧玉造町では満14歳以上の者を対象に郵送の住民アンケート調査を実施
外部コンサルへの委託	新市建設計画3,120千円、チラシ等作成300千円、HP作成等700千円、会議録作成660千円

出典:公益財団法人日本都市センターHP,行方市「新市建設計画,総務省「市町村別決算状況調」」より大阪府総務部市町村局にて一部抜粋し、要約

合併全国事例の分析④(2町1村と類似する団体の合併事例)

茨城県行方市(旧麻生町・旧北浦町・旧玉造町)②

(3) 合併の内容

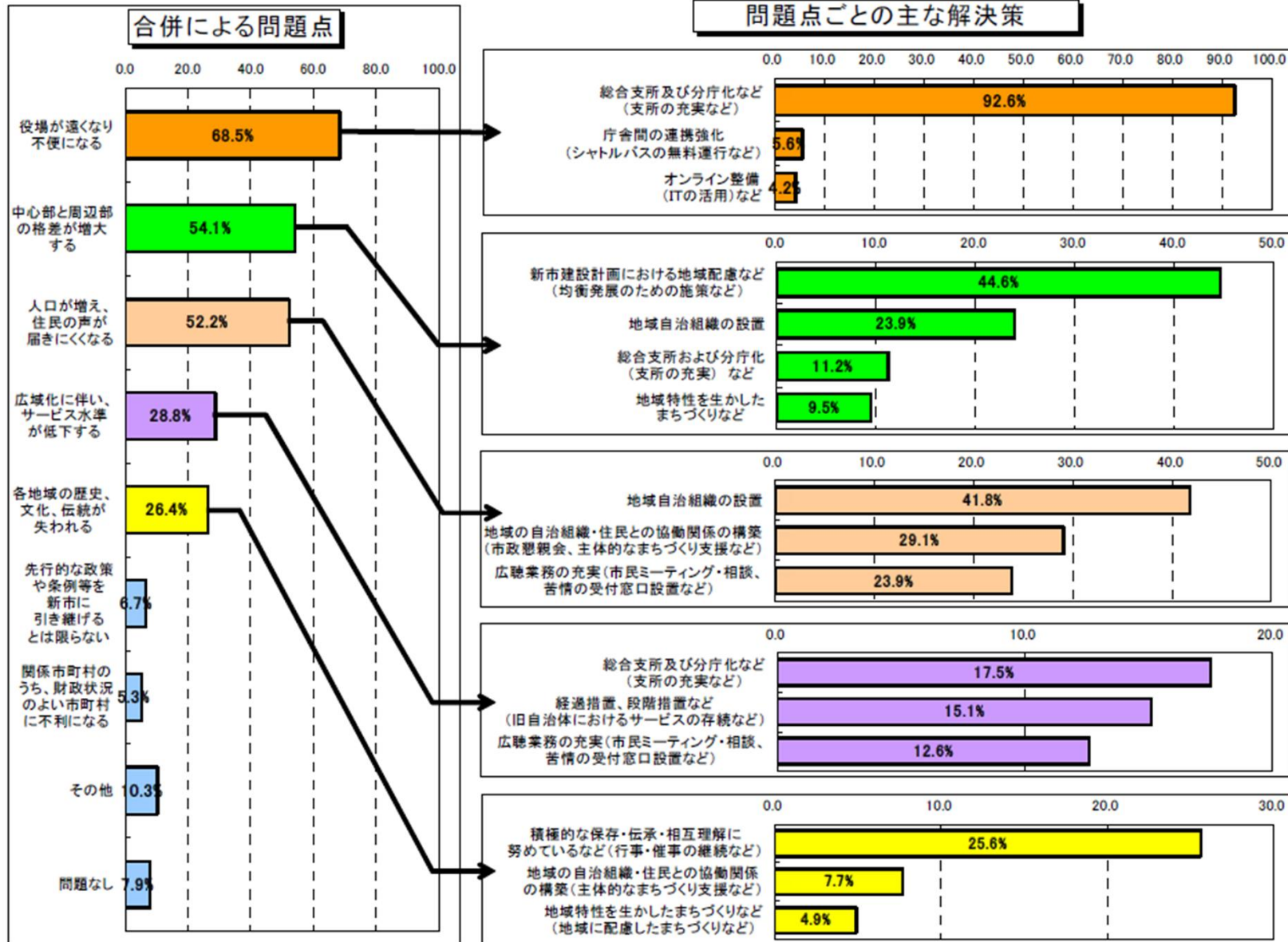
議員の特例	在任特例あり(在任期間1年7か月) 地域審議会を設置しないことから、合併を決定した議員が新市のまちづくりを一定期間見届けるため。
農業委員会の委員	委員の任期は合併後1年間継続
三役	旧麻生町:町長は市長選に落選、助役は不在、収入役は退職 旧北浦町:町長は退職、助役は不在、収入役は退職 旧玉造町:町長は市長選に当選し新市の市長、助役は不在、収入役は退職
職員・組織・機構	定員適正化計画を策定。合併前の役職を新市に継承。分庁方式のため、本所機能・支所機能を概ね三分して各庁舎に配置
従前の支所等	なし
地域審議会	なし。新市の一体化を早期に醸成するため、住民の意見等は議会議員の在任特例の適用により反映させることが可能なため。
上下水道使用料	上水道料金は合併後3年を目途に統一。下水道料金は区域が違うため、当面現行どおり。
その他使用料	特になし
国保・介護保険	賦課徴収方法、保険料について合併翌年度に統一
電算システム	合併時に電算システムを統合。ただし、単独処理業務において差異のあるシステムについては、新市において調整
町・字の名称・区域	変更なし

(4) 合併後の状況

合併後の効果	<ul style="list-style-type: none">・財政削減効果:6,900百万円(人件費のみ)/10年間見込・基盤整備の推進:合併特例債等を活用し、老朽化した教育施設等の速やかな整備が可能となる。・広域まちづくり:3町の主要産業である農業の振興、観光施設整備等による交流人口の増加など、共通する地域資源を生かした特色あるまちづくりが可能となる。
合併後の課題と対応	<ul style="list-style-type: none">・中心部と周辺部の格差⇒新市全体の一体的なコミュニティ形成、均衡ある発展といった観点から新市建設計画を策定 各地域の課題である教育施設の改修や幼稚園の統合などの事業にも配慮し、計画に盛り込む。・人口増で住民の声が届きにくくなる⇒議員在任特例。市民参画を図り、市民参画役のまちづくりを進める。・新庁舎建設⇒基本構想・基本計画を策定したが市民意見を受け平成21年に凍結。小中学校再編を優先(22校→7校) 東日本大震災による被災、老朽化を受け検討再開。令和6・7年度に地域医療センター敷地内に新庁舎を整備

合併の実績(合併の問題点と解決策)

合併の問題点として挙げられるのは、市町村の回答が多い順に「役場が遠くなり不便になる」「中心部と周辺部の格差が増大する」「人口が増え、住民の声が届きにくくなる」などがある。各問題点について、合併市町村では「支所の充実」「均衡発展のための施策」「地域自治組織の設置」などで解決を図っている。



出典:総務省 平成の合併に関する研究会 『平成の合併』の評価・検証・分析

1章のまとめ

全国事例の分析を踏まえ、合併の理由と効果、課題と対応策を整理する。

合併は行政体制の充実、財政基盤の強化、広域的なまちづくり等に幅広く効果を発揮するが、公共施設の統廃合やコミュニティ・文化の維持などの課題は合併後も残るため、引き続き取り組む必要があることがわかった。

人口規模や構成等が類似する団体の合併事例では、新自治体の名称や合併の期日について議論が難航したほか、本庁舎の位置や新庁舎建設の要否についても議論が行われていた。また、新自治体のまちづくり計画で地域間の均衡を図ること、地域自治区を設置することなどの対応が見られた。

	合併の理由と効果	合併後の課題と対応	類似団体事例
行政体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高度化・多様化する行政需要への対応 ・地方分権への対応 ・専門職員の配置、兼務の解消 ・組織の専門化 	—	【合併の理由】 人口減少、日常生活圏拡大への対応 【合併議論における課題】 ・新自治体の名称、合併の期日
財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・財政力指数の上昇 ・人件費の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の統廃合の難航 	【合併の効果】 ・人件費が歳出に占める割合が半減 【課題への対応】 ・新庁舎建設計画の一時凍結
知名度向上・ イメージアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の来場者数増 ・企業誘致がしやすくなる ・農産品等のブランド化 ・採用試験の応募者数増 	—	【合併の効果】 ・個々の地域行事や史跡のPRを関連付け
広域的な まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏と市町村区域の一致によるサービス向上 ・公共施設等の効率的な整備・利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の振興 ・住民の声の反映 ・コミュニティ、伝統文化の維持 【対応】 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動団体への支援 ・伝統文化の保存・継承への支援 ・支所機能の充実 	【合併後の課題】 ・本庁舎の位置、統廃合、庁舎間連絡 【課題への対応】 ・郵便局に証明書交付事務を委託 ・旧役場の窓口業務を近隣の公共施設に移転 ・地域自治区を中学校区単位で設置 ・均衡あるまちづくり計画の策定
各種行政サービスの 向上	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ等の開設 ・高齢者サロン、買物支援の充実 ・窓口時間延長を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料、手数料の統一までに、経過措置期間を設定 	【合併の効果】 ・乳幼児医療の拡充

第2章 過去の合併議論等

- 昭和の大合併と平成の大合併の比較
- 平成の大合併期に大阪府内で検討・協議された市町村合併の分析
- 平成の大合併期の未合併要因(全国)
- 平成の大合併期と現在の比較
- 平成の大合併期の合併議論で浮上した問題点への対応

昭和の大合併と平成の大合併の比較

- ・昭和の大合併は、戦後の地方自治、特に市町村の役割を強化する必要から、中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併が推進された。
- ・平成の大合併は、旧合併特例法の改正に伴い、地方分権の推進等の中で、与党の「市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする」という方針を踏まえ、自主的な市町村合併が推進された。この間の合併においては、都道府県によって市町村数の減少率に大きな差が生じ、特に大阪・東京ではともに、合併は1件のみであった。

昭和の大合併(昭和28～36年)

昭和28年の町村合併法施行及び昭和31年の新市町村建設促進法施行により昭和36年までの間に行われた、国主導による全国的な市町村合併のことを主に指す。

時期	1953～1961年(昭和28～36年)
目的	戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率化のためには規模の合理化が必要とされたため。
全国目標等	「町村はおおむね、8,000人(新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口)以上の住民を有するのを標準」 「町村数を約3分の1に減少することを目的」
市町村数 (1953年10月時点)	9,868(市286、町1,966、村7,616)
市町村数 (1961年6月時点)	3,472(市556、町1,935、村981)
市町村数増減	△6,396(約65%減)
府内での市町村合併数(延べ)	51

平成の大合併(平成11～22年)

市町村の合併の特例に関する法律に基づき、平成11年から平成17年までは合併特例債や合併算定替の大幅な延長といった手厚い財政支援措置により、平成17年から平成22年までは市町村の合併の特例等に関する法律に基づく国・都道府県の積極的な関与により行われた市町村合併のことを主に差す。

時期	1999～2010年(平成11～22年)
目的	地域コミュニティの衰退、人口減少、少子高齢化、国・地方の深刻な財政状況、提供すべき行政サービスの複雑化・多様化といった基礎自治体の負担増加に対し、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立するため。
全国目標等	「基礎的自治体の強化の視点で、市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする」 (与党目標)
市町村数 (1999年4月時点)	3,229(市671、町1,990、村568)
市町村数 (2010年3月時点)	1,727(市786、町757、村184)
市町村数増減	△1,502(約47%減)
府内での市町村合併数(延べ)	1(府内にて検討・実施された合併協議13件)

平成の大合併期に大阪府内で検討・協議された市町村合併の分析

大阪で合併が進まなかった理由と考えられるものは以下のとおり

- ・ 合併の意義やメリットが住民に十分に浸透しなかった。
(府は自主的合併を支援する立場で、個別市町村の合併の具体的な意義・必要性を明確に訴えられなかった)
- ・ 府内では、まず、それぞれの市町村で行財政改革をさらに推進すべきとの住民意識があった。
- ・ 公共施設の整備が一定進んでいるため、合併特例債が合併のインセンティブとなりにくかった。
- ・ 住民投票の中で、反対の意見は公共料金の値上げなど具体的だったが、賛成の動きはほぼ見られなかった。
- ・ 全国に比べ、対等規模同士の合併が多く、このケースは様々な思惑もあり実現が難しい。
- ・ 府内市町村は財政力が比較的高く、合併の必要性が住民に伝わりにくかった。
- ・ 住民には、国水準より上積みされている行政サービスが落ちるといった心配があった。

平成の大合併の際、大阪府内で検討・協議された市町村合併一覧

合併後の自治体名	合併を検討した自治体	成立/不成立	変更種別	合併後人口 (H17国勢を基に算出)
堺市	堺市、美原町	成立	編入	830,966
未定	岸和田市、貝塚市	不成立	未定	291,314
岸和田市	岸和田市、忠岡町	不成立	編入	218,586
守口門真市	守口市、門真市	不成立	新設	279,171
南泉州市	泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町	不成立	新設	246,932
未定	富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村	不成立	新設	162,403
未定	枚方市、寝屋川市、交野市	不成立	未定	723,504
未定	大東市、四條畷市	不成立	未定	183,846
池田市	池田市、豊能町	不成立	未定	125,544
未定	堺市、大阪狭山市	不成立	未定	889,174
未定	泉大津市、和泉市、忠岡町	不成立	未定	273,115
未定	堺市、高石市	不成立	未定	892,093
河内長野市	河内長野市、千早赤阪村	不成立	編入	123,777

合併不成立要因(複数該当あり)

不成立理由	件数	具体的な問題点・反対理由の例
住民アンケートで反対多数	3	「サービス水準低下への懸念」、「住民の声が行政に届きにくくなる」、「地域の独自性の喪失」、「地域間格差の増大や行政から小規模団体側地域への支援減少の懸念」、「合併・行財政基盤強化の必要性がわからない」
住民投票で反対多数	4	
議会の反対	3	「合併後の議員・職員の処遇や組織体制等の意見不一致」、「公共施設の統廃合による利便性低下」
研究会・合併協議会での協議難航	4	「新設合併か編入合併について意見不一致」、「合併後の人員・組織体制等について意見不一致」

平成の大合併期の未合併要因(全国)

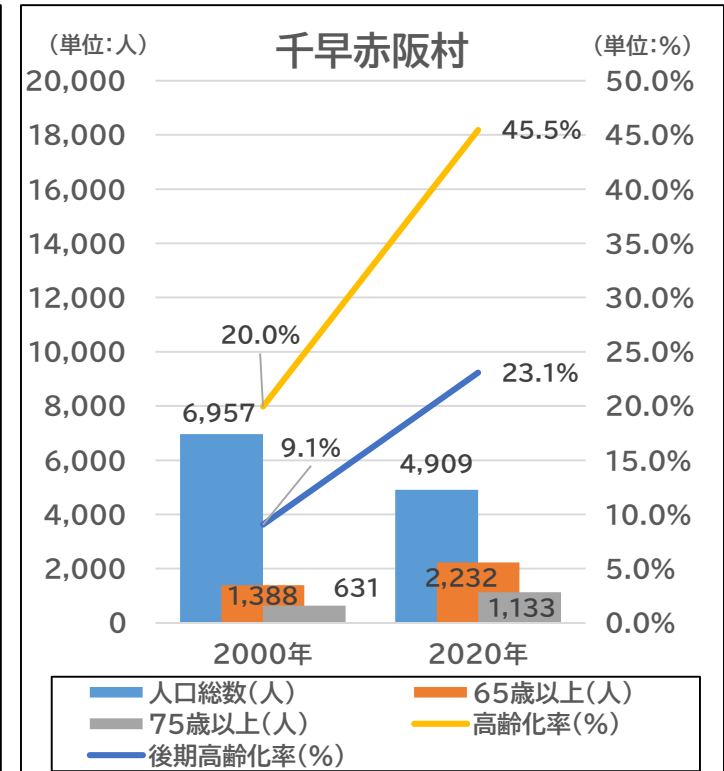
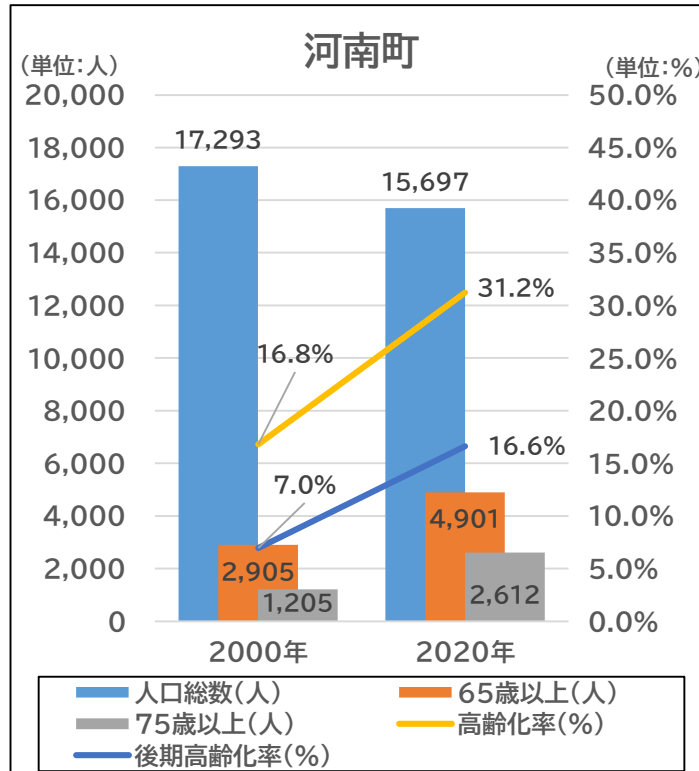
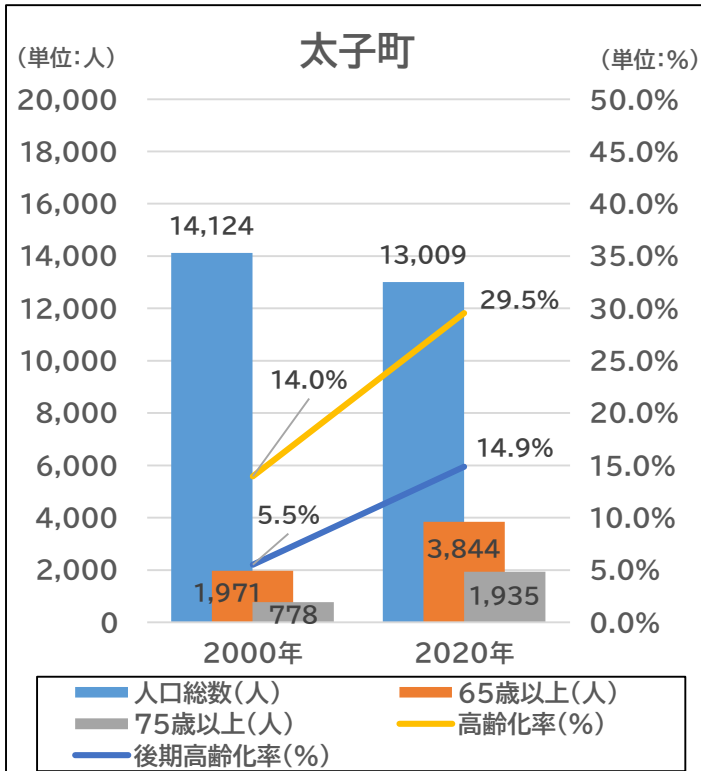
- ・平成の合併期に合併に至らなかった1,252団体に対し実施された調査では、合併に至らなかった要因(複数選択可)として挙げられたのは、多い順に、「合併について意見集約ができなかった」(33.7%)、「合併せずに単独で運営していこうと考えた」(30.8%)、「合併を望んだが合併相手が否定的であった」(26.4%)、「合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった」(18.4%)、「合併の相手に課題があると考えた」(12.5%)などであった。
- ・また、人口3万人未満の団体においても順番は変わらなかったが、全体に比べ、「合併せずに単独で運営していこうと考えた」を選択した割合は低いものの、「合併により、独自のまちづくりや政策を継続することが困難になると考えた」を選択した割合は高かった。
- ・「合併せずに単独で運営していこうと考えた」と回答した未合併の市町村が約3割にとどまる一方で、「合併について意見集約ができなかった」等の回答をした未合併市町村が多くなっている。
- ・このことから、未合併市町村の中には、積極的に単独運営を選択したのではなく、合併の必要性は認識しながらも意見集約や協議が不調に終わった等の理由で未合併となることを余儀なくされた市町村も多いと考えられ、このことが今回の合併の残された課題の一つであると考えられる。

未合併要因	割合(%)	
	全団体	人口3万人未満
合併について意見集約ができなかった	33.7	35.6
当団体の住民、住民団体等において、合併することについての意見集約ができなかった	28.9	30.1
当団体の議会において、合併することについての意見集約ができなかった	11.0	12.6
合併せずに単独で運営していこうと考えた	30.8	27.1
当団体は、行財政改革により将来的にわたって持続的に単独運営が可能であると考えた	12.1	10.9
合併により、独自のまちづくりや政策を継続することが困難になると考えた	10.2	12.6
当団体は、人口規模が一定以上あり、行政体制として不足しておらず、合併しなくてよいと考えた	6.7	2.0
社会情勢の方向性が見えず、合併をするだけの積極的理由がなかった	5.6	5.4
当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	26.4	26.9
合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった	18.4	21.8
当団体から見て、合併の組合わせの相手との間に阻害要因、又は、合併相手側に課題があると考えた	12.5	12.6
離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市区町村役場までの時間距離が遠いため合併が困難	4.6	7.0

出典:総務省 平成の合併に関する研究会 「『平成の合併』の評価・検証・分析」より大阪府総務部市町村局作成。

平成の合併期と現在の人口、高齢化率、財政力指数比較（南河内地域2町1村）

- ・南河内地域2町1村(太子町、河南町、千早赤阪村)の場合、平成の大合併が始まった2000年頃は、まだ人口減少及び高齢化が深刻ではなかったことが、この地域での市町村合併の議論が進まなかった要因の1つと考えられる。
- ・一方、人口減少と高齢化の急速な進展により、2020年時点で高齢化率は太子町で15.5ポイント、河南町で14.4ポイント、千早赤阪村で25.5ポイント悪化し、後期高齢化率も太子町で9.4ポイント、河南町で9.6ポイント、千早赤阪村で14ポイント悪化するなど、合併も含めた市町村の今後のあり方について、熟慮する必要が生じている。
- ・財政力指数についても、太子町が0.042ポイント、河南町が0.062ポイント、千早赤阪村が0.126ポイント悪化しており、今後人口増加による税収増が見込めない中、団体単独では厳しい財政運営を強いられている。



	2000年	2022年	増減
財政力指数	0.486	0.444	▲0.042

	2000年	2022年	増減
財政力指数	0.485	0.423	▲0.062

	2000年	2022年	増減
財政力指数	0.376	0.25	▲0.126

平成の合併期と比較し、人口・高齢化率・財政力指数全ての指標で悪化しており、合併を含め、市町村の今後のあり方について考える必要がある。

平成の大合併期の合併議論で浮上した課題への対応

合併の課題としては、「公共施設の統廃合による利便性の低下」、「地域間格差の増大」、「人口が増え、住民の声が届きにくくなる」などがある。このような課題に対して、平成の大合併時には、「支所の充実」、「均衡発展のための施策」、「地域自治組織の設置」などの対応策がとられてきたが、今後は、それらの対応策に加え、DXの活用など、新たな対応策も可能となる。

また、平成の大合併時には、合併特例法の期限という時間的制約が影響した可能性もあるため、その反省を踏まえ、首長・議会・住民が、どのような未来を実現したいのか十分に議論を重ねていくことが重要となる。

合併の課題と対応策

合併の課題(住民視点)

公共施設の統廃合による利便性低下

サービス水準低下への懸念

地域間格差の増大への懸念

住民の声が行政に届きにくくなる

地域の独自性の喪失への懸念

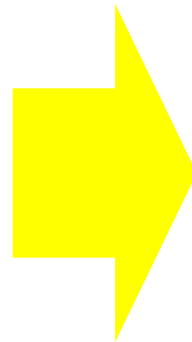
合併・行財政基盤強化の必要性が分からない

合併の課題(行政組織視点)

合併後の議員・職員の待遇及び
組織体制等の意見不一致

新設合併・編入合併について意見不一致

地域の独自性の喪失への懸念



従来の対応策

(平成の大合併期でも可能であったもの)

庁舎の総合支所及び分庁化

経過措置・段階措置の設定

広聴業務の充実

新市建設計画における地域配慮等

地域特性を生かしたまちづくり

地域自治組織の設置

広報誌等での広報活動

新たな対応策

(現在・将来適応可能なもの)

DX化による利便性の向上
(AIの活用・オンライン化・ワンストップ化等)

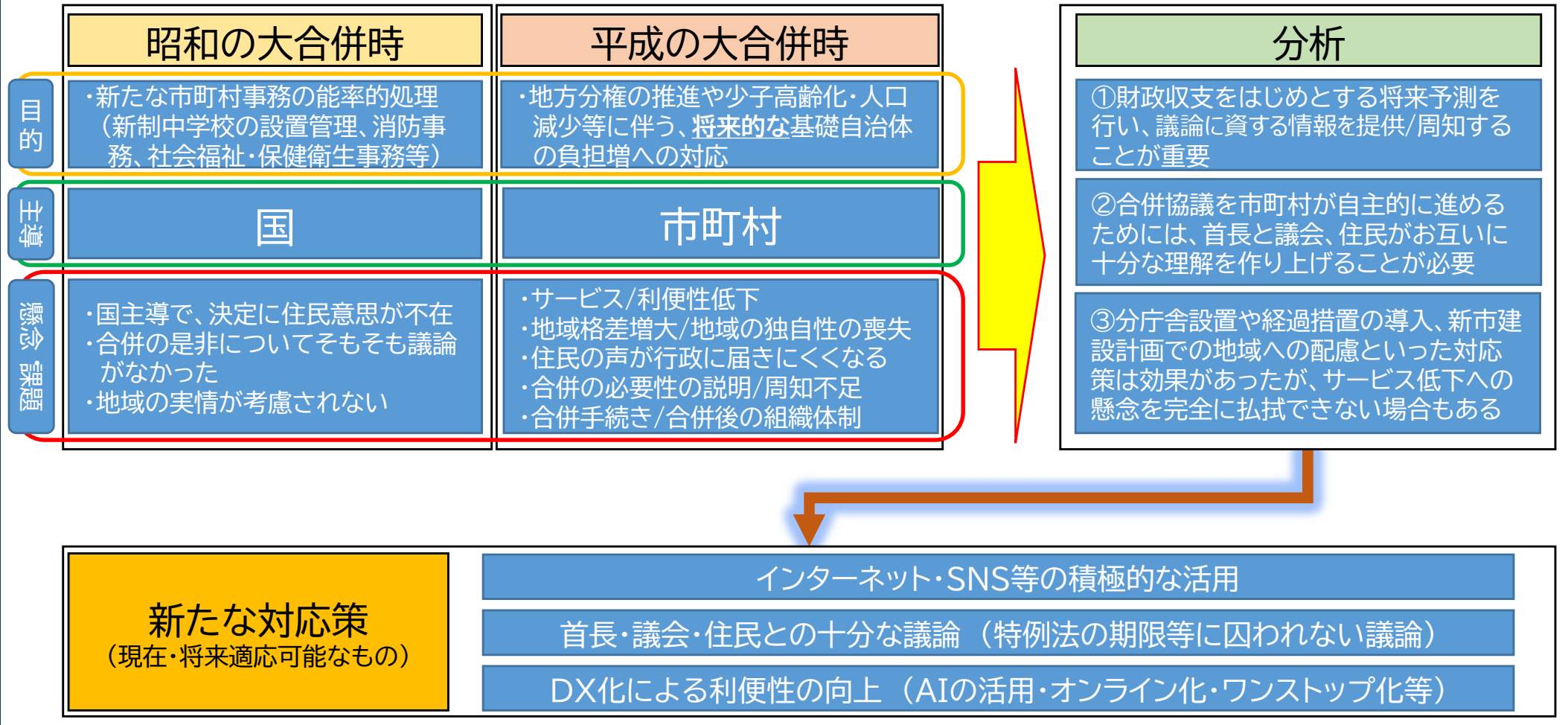
インターネット・SNS等の積極的な活用

首長・議会・住民との十分な議論
(特例法の期限等に囚われない議論)

2章まとめ

- ・昭和の大合併は、戦後、新制中学校の設置管理や市町村消防など、新しい事務が市町村の事務となったことを背景に国主導で行われたが、平成の大合併は、合併特例法により国・都道府県の積極的な関与があったものの、あくまで自主的な市町村の合併を目的としており、大阪府においても、合併の意義やメリットが住民に十分に浸透しなかったなど、様々な理由から市町村合併が進まなかった。
- ・平成の大合併時に課題となった点については、それらの反省を踏まえるとともに、近年、急速に発展するデジタル技術を活用することなどにより、対応していくことが重要である。

平成の大合併時の課題と分析

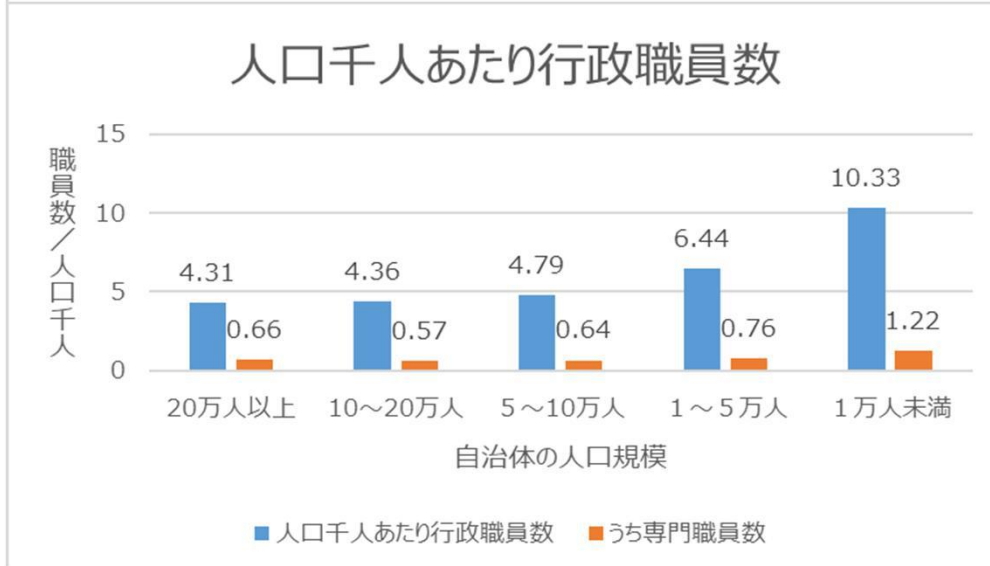
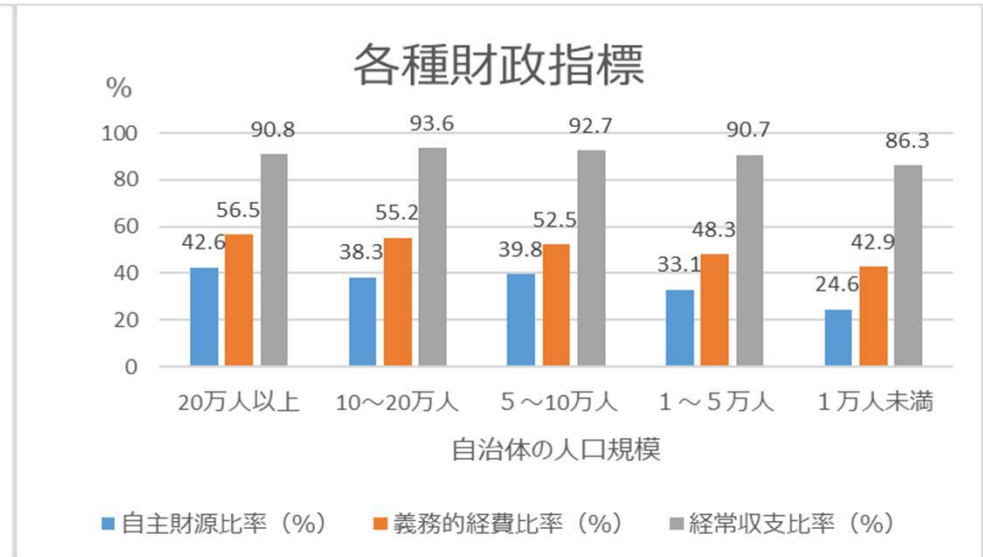
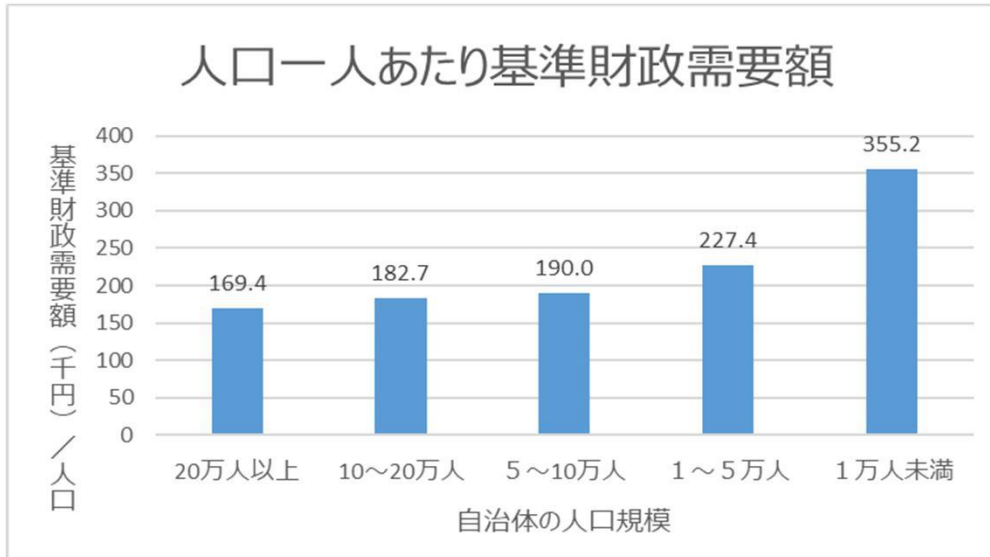


第3章 将来のすがた(単独で存続する場合)

- 小規模自治体の課題
- 都道府県との連携
- 広域連携の限界

小規模自治体の課題①(行政の効率性等)

- ・政令市を除く大阪府内41市町村を人口規模別に5つに分類(人口20万人以上、10~20万人、5~10万人、1~5万人、1万人未満)
- ・人口1万人未満の町村においては人口一人あたりの基準財政需要額、行政職員数、議員数が人口1~5万人の町の1.6倍~2倍に上る。
- ・人口5万人以上の市町村においては人口規模によらず人口一人あたり行政職員数等の行政運営の効率性を示す数値に大きな差はない。



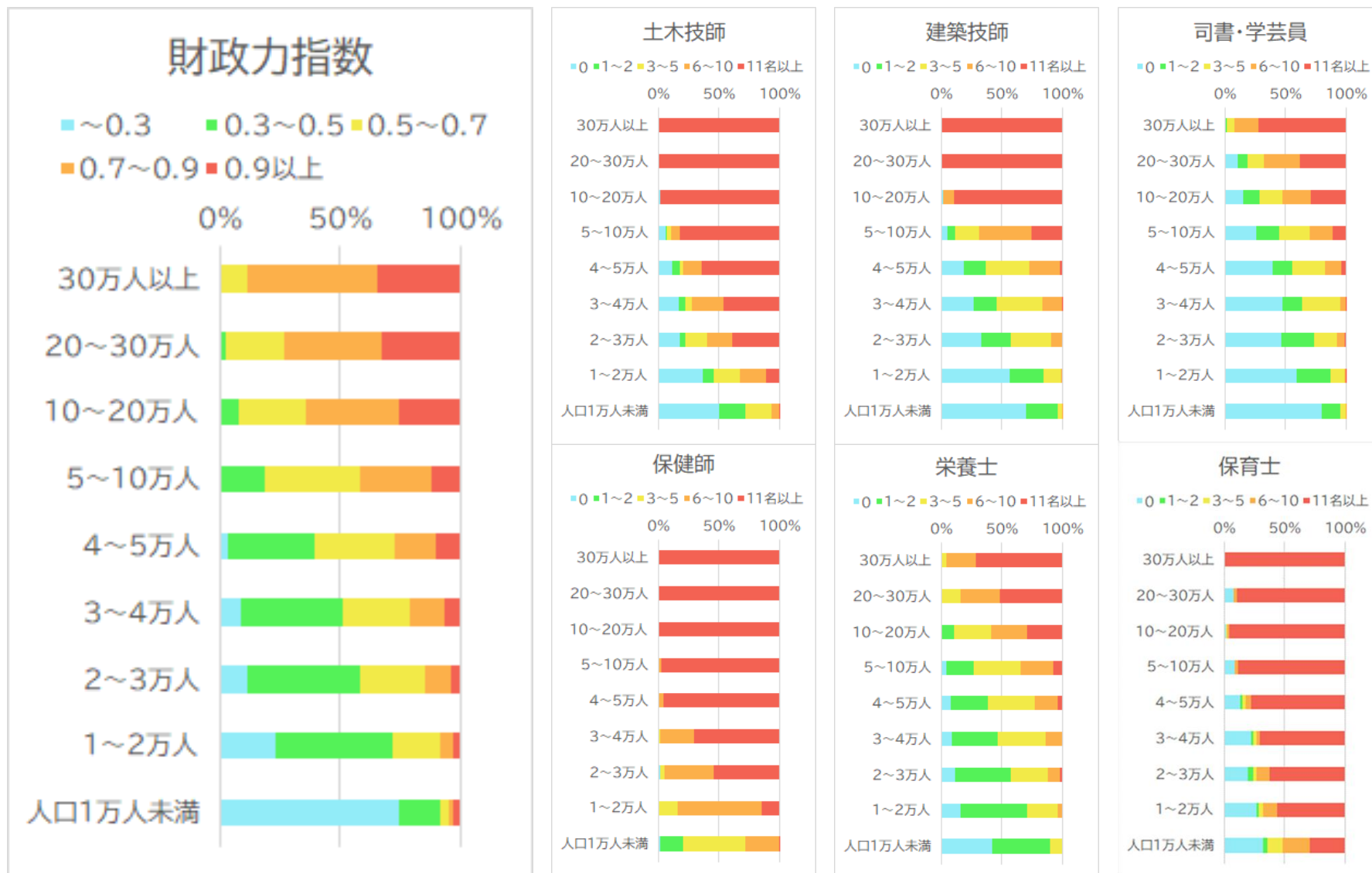
出典:大阪府「令和4年度普通交付税算定結果」、総務省「令和3年度市町村別決算状況調」、総務省「令和4年地方公共団体定員管理調査結果」、総務省「『地方自治月報第60号』議員定数に関する調(令和3年)」より大阪府総務部市町村局作成

小規模自治体の課題②(財政力・専門性)

政令市を除く全国の市町村を人口規模別に分類

人口4万人未満の自治体の半数以上が財政力指数0.5未満であり、自律的な財政運営が困難である。

人口4万人未満の自治体では土木・建築技師、栄養士等の専門職の配置人数が数名程度であり、高度な行政運営や人事異動が困難である。

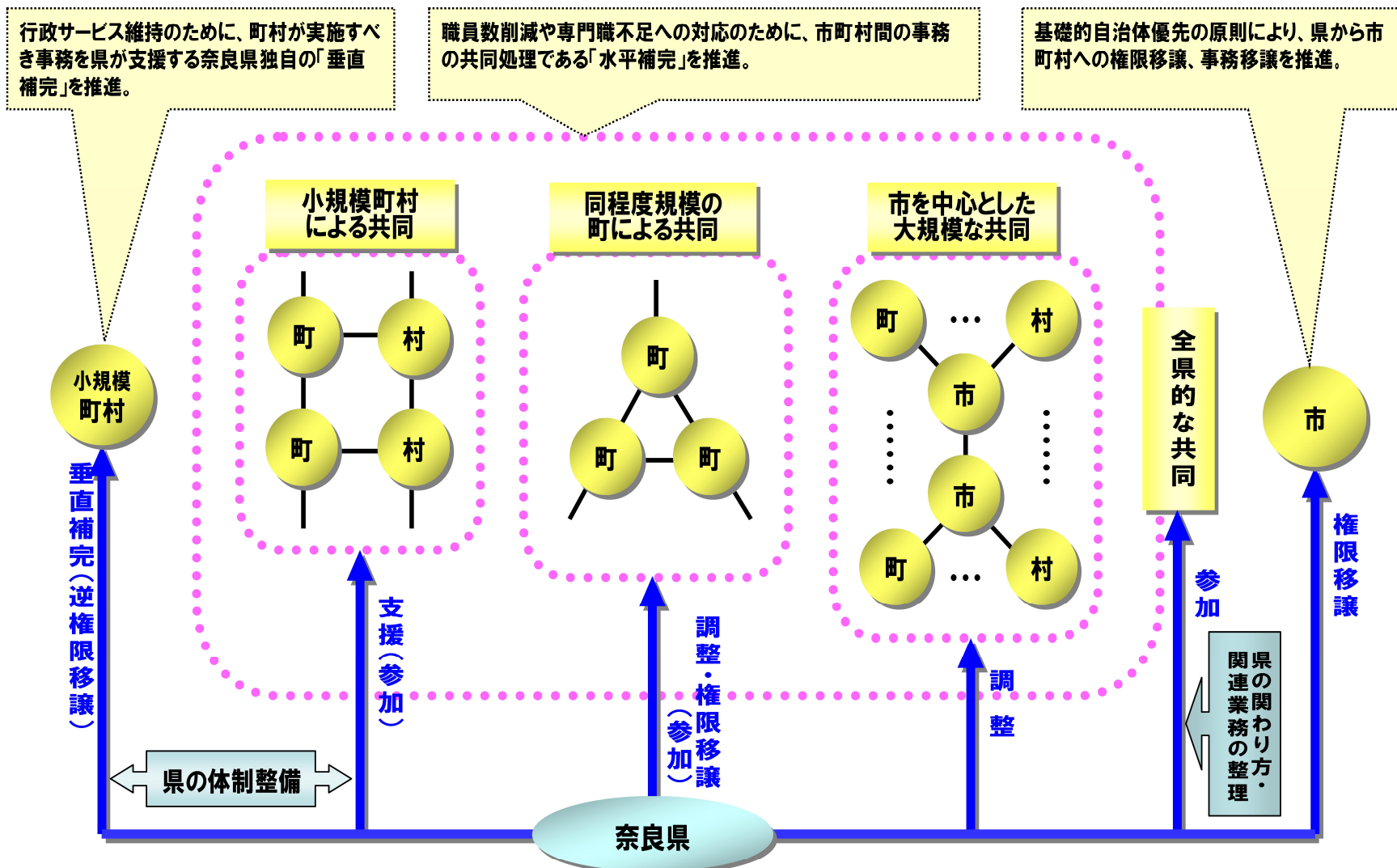


出典:総務省「令和2年国勢調査」、「令和4年地方公共団体定員管理調査結果」、「令和3年度市町村別決算状況調」より大阪府総務部市町村局作成。

都道府県との連携(奈良県の例)

- ・大阪府と同様、平成の大合併期の合併が低調(合併4件・市町村数47→39)であった奈良県には、小規模な市町村が多い。
- ・そのため、「奈良モデル」と呼ばれる、市町村同士または県と市町村の連携・協働の仕組みを構築し、市町村の機能を補完している。
- ・主な取組としては、「消防の広域化」、「広域医療提供体制の再構築」、「ごみ処理の広域化」、「道路インフラの長寿命化に向けた支援」、「移動ニーズに応じた交通サービスの実現」、「情報システムの共同化」、「人材育成等支援」などがあり、近年は「専門人材の共同確保」として、県と市町村の土木職員採用共同試験を実施している。

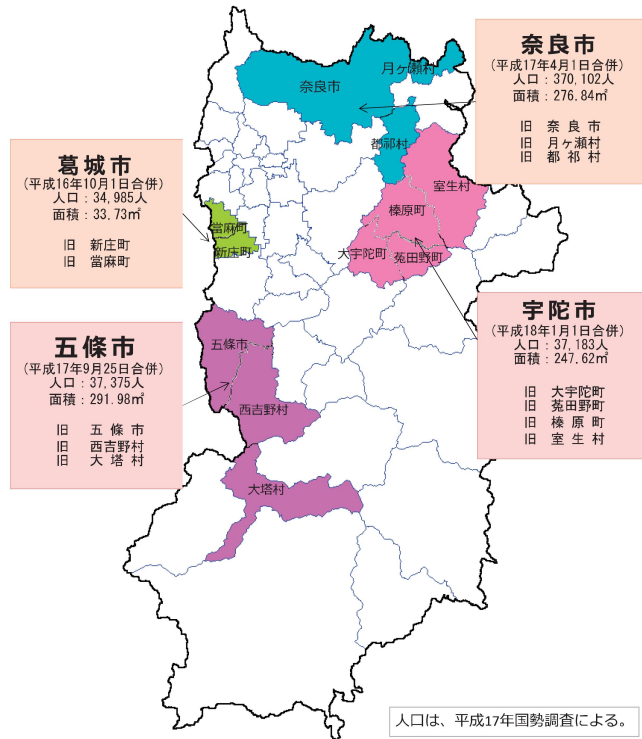
奈良モデルにおける県と市町村の役割分担



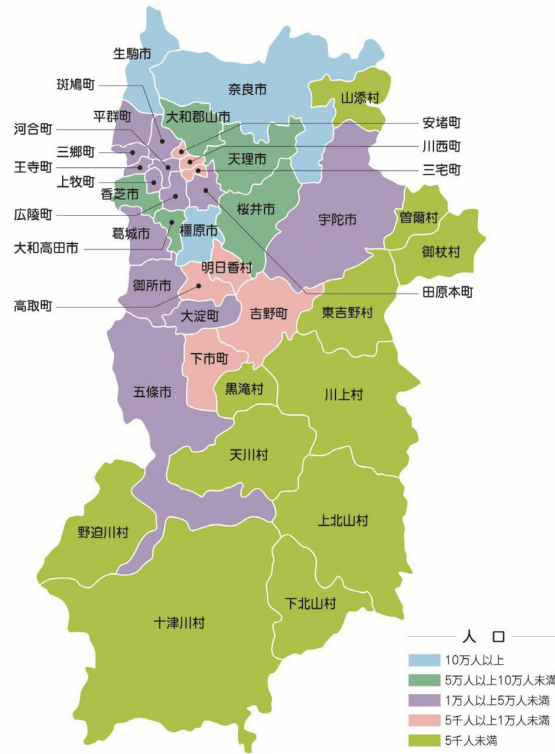
都道府県との連携(奈良県の例)

奈良モデル成立の背景(合併が低調・小規模市町村が多い・人口減少)

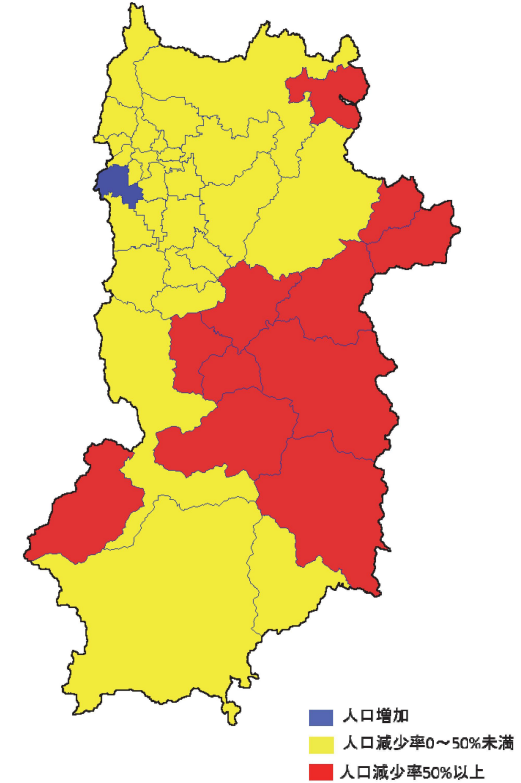
平成の合併期の合併



市町村別人口規模



人口増減(2010→2040年)



資料：総務省統計局「平成27年国勢調査人口速報集計」

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

奈良県による市町村財政の「重症警報」

○県は令和元年度決算において、4つの主要財政指標（経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率及び基金残高比率）のうち、複数の指標でワースト5に該当する奈良市、五條市、宇陀市、平群町、河合町の5団体に對し、重症警報を発令。

○令和2年度決算においても上記5団体への発令を継続。

○令和3年度決算においては、経常収支比率が100%を上回る団体がゼロになったことを踏まえ、経常収支比率を除く3つの指標でワースト5に複数項目該当した奈良市、平群町、河合町の3団体に重症警報を発令。

○令和4年度決算においても、奈良市、平群町、河合町への重症警報の発令を継続。

主要財政指標ワースト5（令和4年度決算）（単位：%）

経常収支比率		実質公債費比率		将来負担比率		基金残高比率	
市町村名	数値	市町村名	数値	市町村名	数値	市町村名	数値
御所市	99.2	平群町	14.4	河合町	161.8	奈良市	5.6
大和高田市	98.3	上牧町	13.0	平群町	156.7	平群町	10.3
桜井市	97.6	河合町	12.8	五條市	99.4	桜井市	10.8
田原本町	97.5	香芝市	11.6	奈良市	90.0	橿原市	16.1
奈良市	96.9	田原本町	11.6	上牧町	84.6	香芝市	16.2

市町村間の広域連携

・「広域連携」とは、行政サービスの実施等について、複数の市町村が相互に協力して取組むものであり、地方自治法に基づく事務の共同処理のほか、近年は、同法に基づかない連携事例も増加傾向にある。

「広域連携」の種類と制度概要

	共同処理制度	制度の概要	府内の状況
法人設立を要しない簡便な仕組み	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	・府内11件 例：北河内二次救急医療協議会等
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の付属機関等を、複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	・府内25件 例：大阪港湾局、南河内広域公平委員会等
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	・府内47件 委託事務例：下水汚泥処理事務、火葬場事務等
別法人の設立が必要な仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	・府内30件 例：大阪広域水道企業団、南河内環境事業組合等
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設けられる特別地方公共団体。国又は都道府県から直接権限や事務の移譲を受けることができる。	・「大阪府後期高齢者医療広域連合」(全市町村) ・「関西広域連合」(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市、堺市、神戸市、京都市)

■ 広域連携の効果

➤ 職員配置の効率化

連携により、担当職員が複数団体の事務を一括して処理することで、職員配置の効率化が図られる

➤ 職員の事務執行力の向上

連携により、扱う案件数が増加することで、職員の事務執行力が向上し、住民や事業者等に対するサービスが向上する

➤ 各種発注の効率化

連携事務に関連して物品購入や委託等の契約を締結する場合、連携により発注規模が拡大することで、個別に発注する場合より有利な条件となる

入札に関する事務を一括することで、事務の効率化が図られる

➤ 公共施設数の削減

連携により他団体の施設の利用が可能となることで、施設数の削減が見込まれる

➤ 国庫支出金の交付対象化

連携により事業や施設の規模が拡大することで、国庫支出金の交付対象となり、市町村の財政負担が軽減される

(例:循環型社会形成推進交付金…人口5万人以上の市町村等が対象)

■広域連携の課題

◆課題

- 一般的に生活に密着する事務の連携は容易ではない(ニアイズベターに反する)
- 団体間で内容の違いが大きいものは連携が難しい(市町村独自施策など)
 - ➔連携が比較的容易なもの = **事業者相手の許認可事務、行政内部での事務処理、権限移譲事務等**
- 下記項目の団体間調整は、連携を進めるうえで支障となることが多い
 - ・**負担金**…費用負担は財政効果に直結
 - ⇒**負担金が原因で破談になるケースが多い**
 - ・**人員体制**…職員の人選や配置職員の負担
 - ・**幹事団体**…連携開始後、予算編成・議会対応等の業務に加え、一定期間ごとに連携内容の見直しも必要

国における広域連携の推進

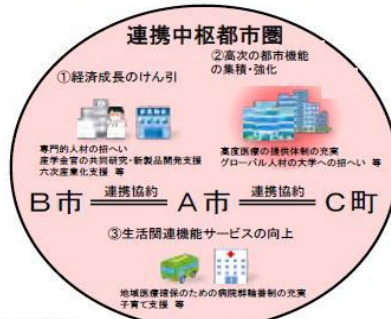
- ・「広域連携」は、複数の自治体が協力して実施するものであり、様々な行政サービスの効率化や維持・向上など、様々なメリットもある一方、費用負担や人員体制等の団体間調整に多大な労力を要するといった課題も大きい。
- ・国においては、今後の人口減少・人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化などの課題に的確に対応するため、多様な広域連携が推進されているが、市町村による自主的な連携が重要とされており、特に三大都市圏においては、その推進に向けた国による制度的・財政的な支援がないことが現状である。

多様な 広域連携の推進

- ・ 2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要。
- ・ 今後のインフラの老朽化や専門人材の不足の深刻化に対応するため、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的。
- ・ 市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当。

連携中枢都市圏等

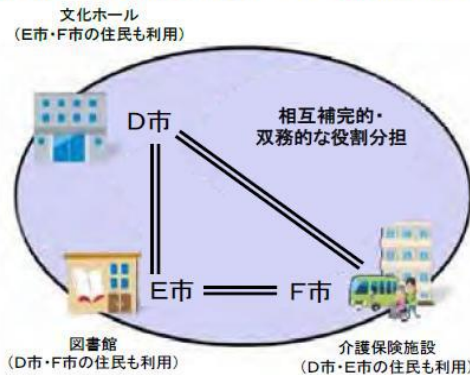
広域的な産業政策等の取組に加え、施設・インフラや専門人材の共同活用による生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも対応し、取組を深化させていくことが必要



- ※連携中枢都市圏等：
- ・連携中枢都市圏（指定都市又は中核市かつ昼夜間人口比率おおむね1以上の市を中心とする圏域）
 - ・定住自立圏（人口5万程度以上かつ昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域）

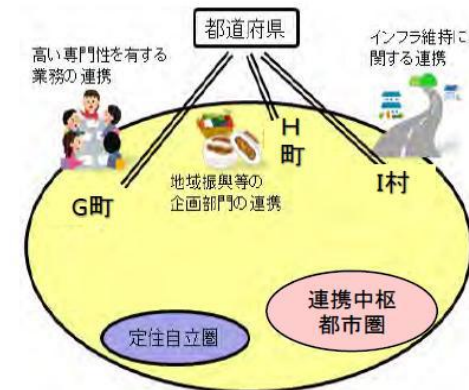
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組が必要



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援が必要



出典：地方自治体による広域連携の推進について（令和2年10月29日 総務省自治行政局市町村課）

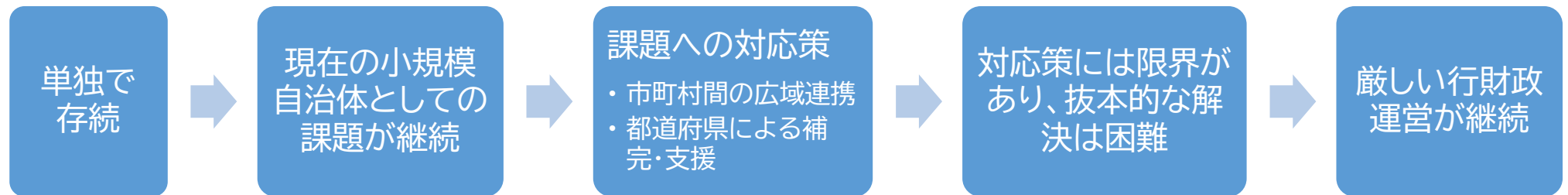
3章まとめ

この章では、小規模自治体が単独で存続する場合の将来のすがたについて検討した。

この場合、自治体の規模に起因する現在の課題(行政の効率性・財政・専門性)は継続することになる。

課題への対応策としては、市町村間の広域連携の強化や、都道府県による市町村の補完・支援体制の強化などが考えられるが、それぞれ限界があり、抜本的な解決が困難であるといった限界がある。

市町村合併によりすべての課題が解決されるわけではないが、行財政基盤の強化により、広域連携だけでは解決できない課題への対応が可能となる。



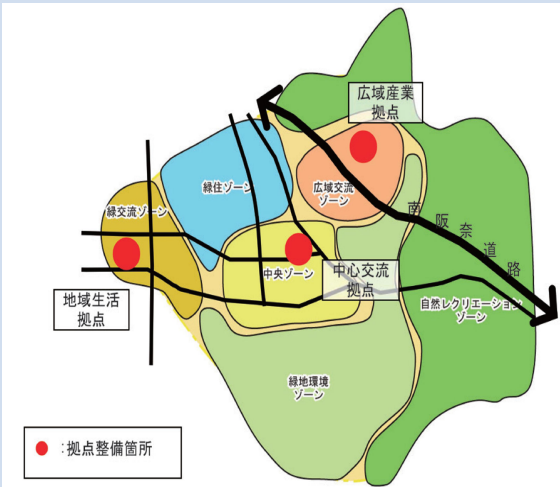
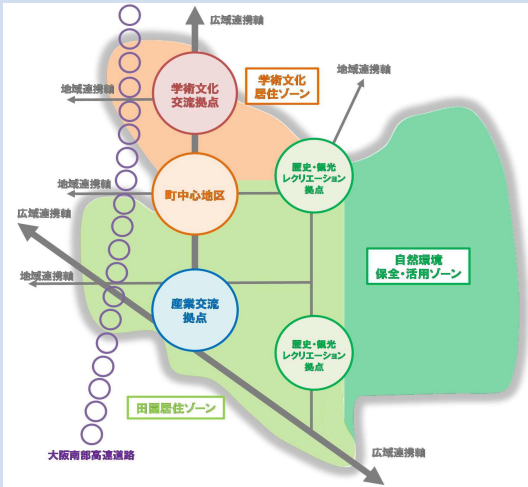
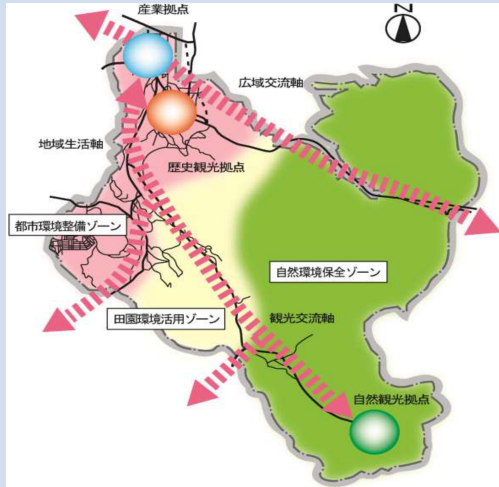
- ・効率性
(人口あたり基準財政需要額・職員数・議員数など)
- ・財政
- ・専門性
(専門職員の配置・部署の専門化が困難)

- (課題への対応策の限界)
- ・市町村間の広域連携では、住民に身近なサービスや、市町村独自施策など、連携が容易ではない分野の存在
 - ・都道府県の補完・支援では、市町村の自主性・自立性の尊重、都道府県の体制確保などの課題

第4章 将来のすがた(合併した場合)

- 2町1村の総合計画
- 2町1村の一体性(都市計画ゾーン分け)
- 2町1村の地域産業
- 2町1村間の人口移動
- 2町1村と近隣市等の人口移動

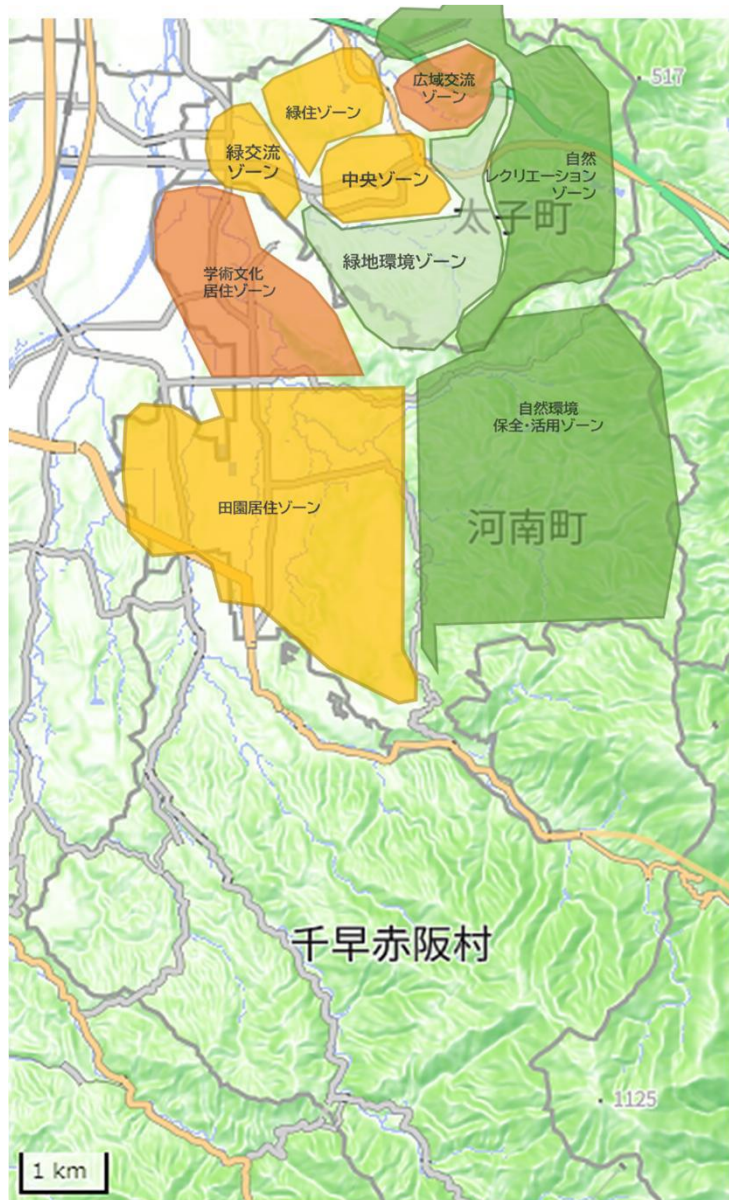
2町1村の総合計画

	太子町	河南町	千早赤阪村
名称	太子町総合計画	河南町まちづくり計画	千早赤阪村総合計画
策定時期	平成28年3月	令和3年3月	令和4年3月
計画期間	平成28年～令和7年	令和3年～令和7年	令和4年～令和11年
基本理念等	人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”	「来てよし、住んでよしの『あ・な・ば』かなん」	元気なあいさつで みんなで創る『唯一』と である 金剛山(ごごせ)のむら
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり 2 支え合い、安心して暮らせるまちづくり 3 活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり 4 豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり 5 みんなで歩む 協働のまちづくり 	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心に住めるまち 2 子育てと教育のまち 3 みんなが生涯活躍できるまち 4 快適で賑わいのあるまち 5 自然と歴史に囲まれたまち 6 一歩先を行くまち 	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら 2 地域の恵みを生かした人がつながるむら 3 心の豊かさをはぐくむむら 4 自然と共生する住みよいむら 5 協働と参画による自立したむら
将来人口目標	令和7年 総人口 13,500人 (社人研 12,912人)	令和52年 総人口17,000人 令和 7年 総人口15,100人 (社人研14,517人)	令和11年 総人口4,565人 (社人研3,718人)
土地利用の方針等 (都市計画マスタープラン)			

2町1村の一体性(都市計画ゾーン分け)

2町1村を一つの地域として見た場合の都市計画上のゾーン分けを概観すると、西部に都市居住区域、東部に自然区域が所在し、自然と都市が調和した一体的な地域としての特性が見て取れる。また府のランドデザインにおいても、同様のエリア分けがなされている。

2町1村の都市計画ゾーンを統合した図



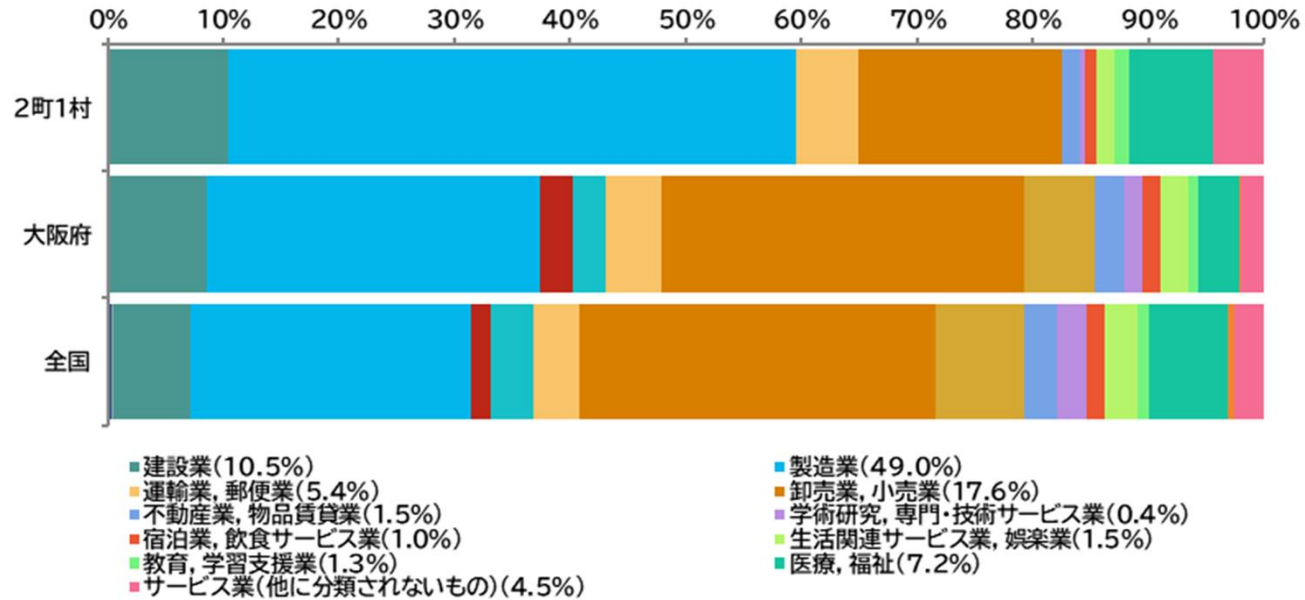
大阪のまちづくりランドデザイン(大阪府)



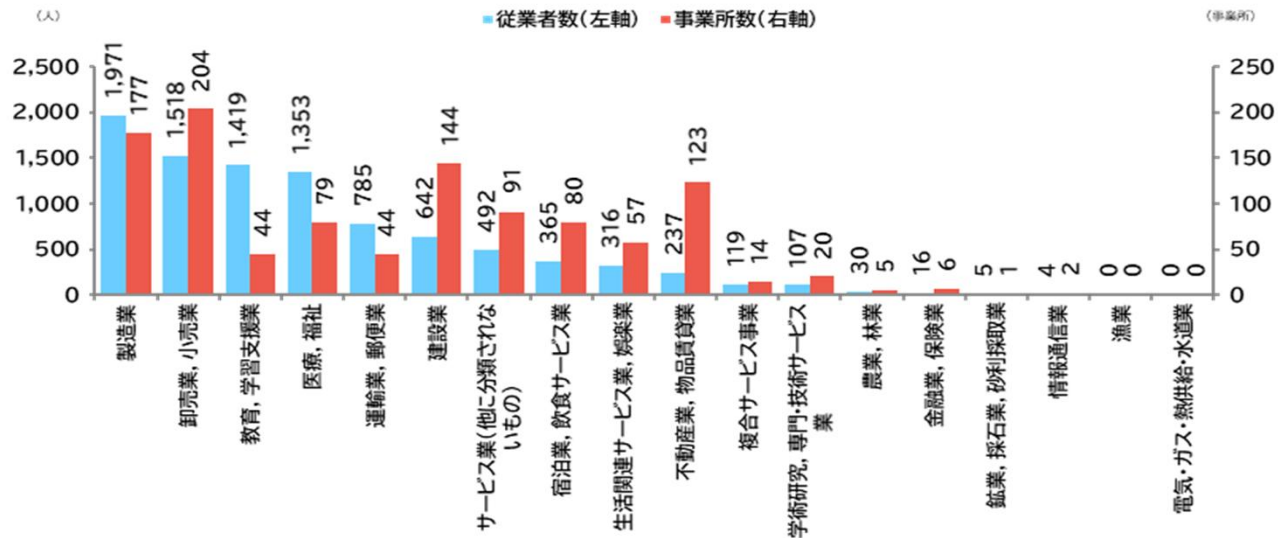
2町1村の地域産業(企業活動)

2町1村を一つの地域として見た場合の企業活動の特徴を概観すると、製造業、卸売・小売業、建設業が中心であることがわかる。

■ 産業大分類別に見た売上高(企業単位)の構成比(2016年)(出典:総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工)



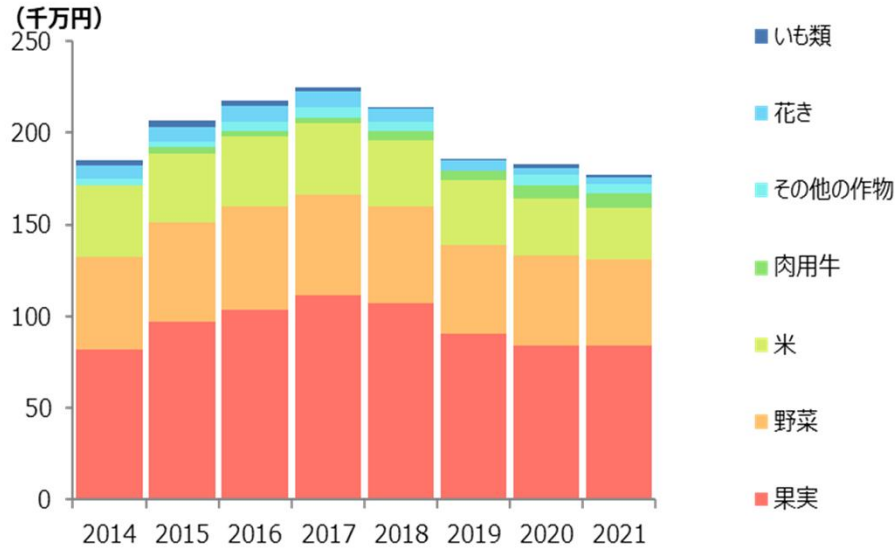
■ 産業大分類別に見た従業者数(事業所単位)と事業所数(2016年)(出典:総務省「経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工)



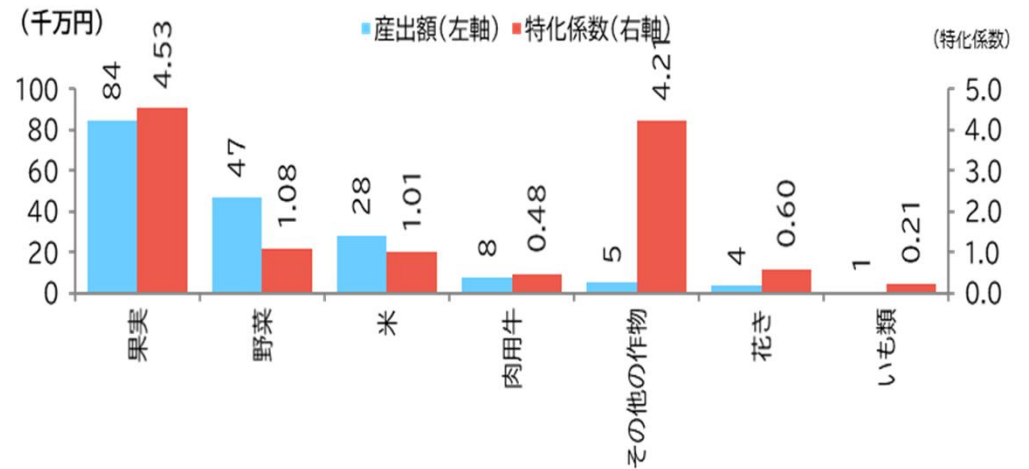
2町1村の地域産業(農業)

2町1村を一つの地域として見た場合の農業の特徴を概観すると、果実と野菜を中心として生産され、主に消費者に直接販売するかたちで出荷されていることがわかる。一方で農業就業者の高齢化が進み、65歳以上割合は7割近く、75歳以上割合は3割を超えている。

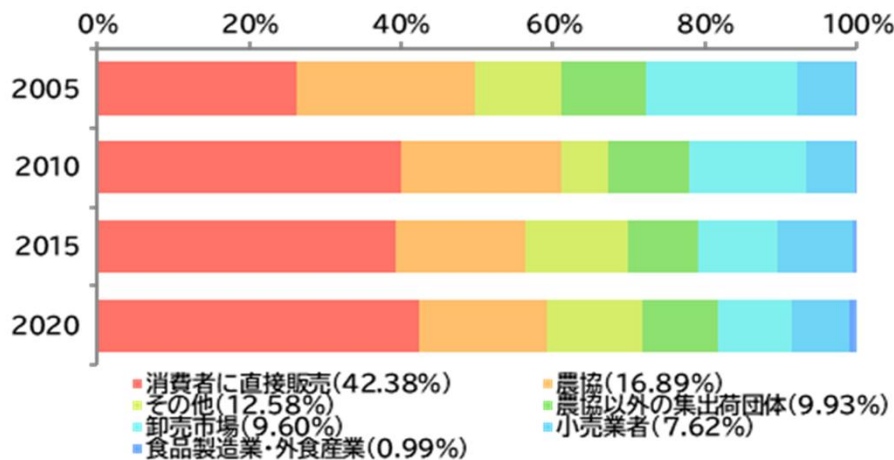
農業産出額の推移 (出典:農林水産省「市町村別農業産出額(推移)」)



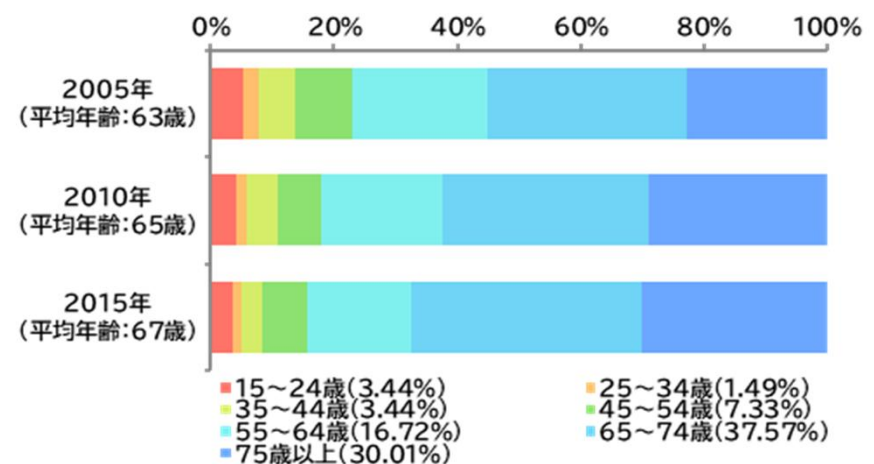
品目別農業産出額 (2021年) (出典:農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」)



出荷先別経営体数割合の推移 (出典:農林水産省「農業センサス」)



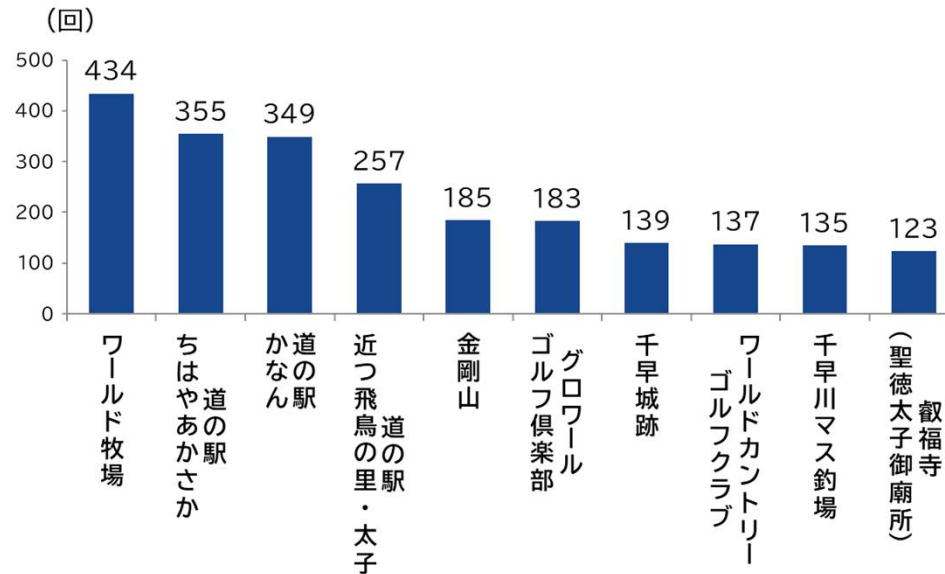
年齢階級別農業就業者比率と平均年齢 (出典:農林水産省「農業センサス」)



2町1村の地域産業(観光)

2町1村を一つの地域として見た場合の観光産業を概観すると、道の駅をはじめ地域内の幅広い観光施設が近県等から集客していることがわかる。

■ 観光施設等を目的地とした検索回数ランキング (2021年、休日、交通手段が自動車のもの)(出典:㈱ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」)



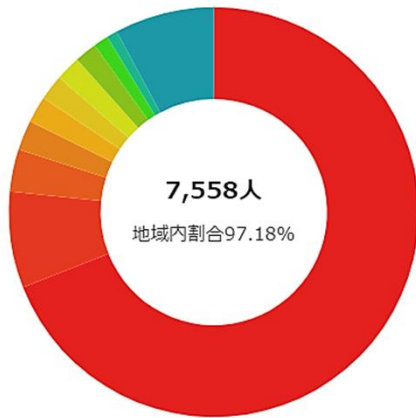
■ 休日14時に2町1村に滞在した人口の居住都道府県別割合 (2023年6月)(出典:㈱NTTドコモ・㈱ドコモ・インサイトマーケティング「モバイル空間統計®」)

2町1村間の人口移動

2町1村に滞在している人(平日14時)がどの市町村の住民であるかを分析した。その結果、各町村の人口規模に比して多くの住民が2町1村内に相互に滞在しており、2町1村が住民の移動の面でも相互に結びついていることがわかる。

太子町

滞在人口 / 都道府県内

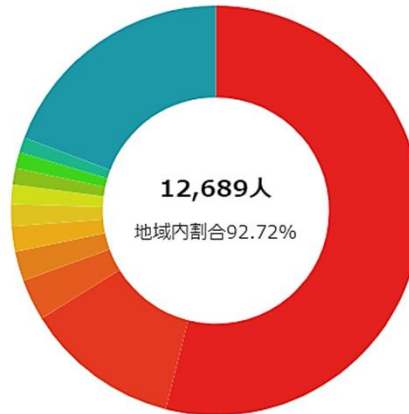


滞在人口/都道府県内ランキング 上位10件

- 1位 大阪府太子町 5,216人 (69.01%)
- 2位 大阪府富田林市 573人 (7.58%)
- 3位 大阪府羽曳野市 253人 (3.35%)
- 4位 大阪府河南町 179人 (2.37%)
- 5位 大阪府河内長野市 158人 (2.09%)
- 6位 大阪府藤井寺市 151人 (2.00%)
- 7位 大阪府八尾市 150人 (1.98%)
- 8位 大阪府柏原市 132人 (1.75%)
- 9位 大阪府岸和田市 89人 (1.18%)
- 10位 大阪府千早赤阪村 64人 (0.85%)
- その他 593人 (7.85%)

河南町

滞在人口 / 都道府県内

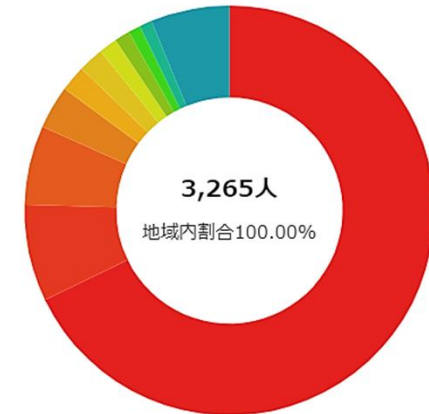


滞在人口/都道府県内ランキング 上位10件

- 1位 大阪府河南町 6,845人 (53.94%)
- 2位 大阪府富田林市 1,553人 (12.24%)
- 3位 大阪府羽曳野市 412人 (3.25%)
- 4位 大阪府河内長野市 297人 (2.34%)
- 5位 大阪府太子町 253人 (1.99%)
- 6位 大阪府藤井寺市 221人 (1.74%)
- 7位 大阪府堺市南区 195人 (1.54%)
- 8位 大阪府堺市西区 164人 (1.29%)
- 9位 大阪府東大阪市 160人 (1.26%)
- 10位 大阪府八尾市 152人 (1.20%)
- その他 2,437人 (19.21%)

千早赤阪村

滞在人口 / 都道府県内



滞在人口/都道府県内ランキング 上位10件

- 1位 大阪府千早赤阪村 2,214人 (67.81%)
- 2位 大阪府富田林市 250人 (7.66%)
- 3位 大阪府河内長野市 204人 (6.25%)
- 4位 大阪府河南町 111人 (3.40%)
- 5位 大阪府羽曳野市 67人 (2.05%)
- 6位 大阪府大阪狭山市 66人 (2.02%)
- 7位 大阪府和泉市 47人 (1.44%)
- 8位 大阪府堺市美原区 39人 (1.19%)
- 9位 大阪府松原市 32人 (0.98%)
- 10位 大阪府堺市北区 32人 (0.98%)
- その他 203人 (6.22%)

(出典:総務省「国勢調査」)

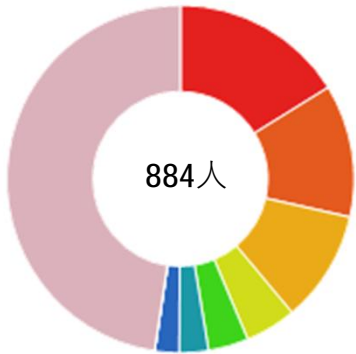
2町1村と近隣市等の人口移動

2町1村を一つの地域として見た場合の人口移動先を概観すると、転居などによる人口移動では転入・転出とも近隣市及び大阪市・堺市が多く、通勤・通学などによる一時的な人口移動では、流入は近隣市が中心で、流出は大阪市と近隣市が中心であることがわかる。

■ 転入数・転出数の上位地域 (出典:総務省「住民基本台帳人口移動報告」)
(転居などによる人口移動)

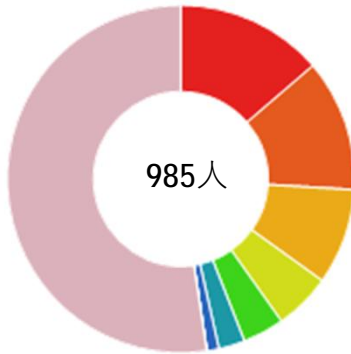
■ 流入者数・流出者数の上位地域 (出典:総務省「国勢調査」)
(通勤・通学などによる一時的な人口移動)

転入数内訳(2022年)



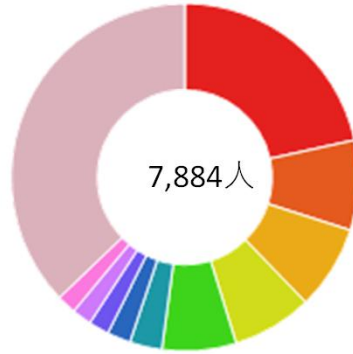
- 1位 大阪府富田林市 (143人)
- 2位 大阪府大阪市 (109人)
- 3位 大阪府堺市 (92人)
- 4位 大阪府羽曳野市 (42人)
- 5位 大阪府河内長野市 (33人)
- 6位 大阪府松原市 (24人)
- 7位 大阪府東大阪市 (20人)
- その他 (421人)(域内移動含む)

転出数内訳(2022年)



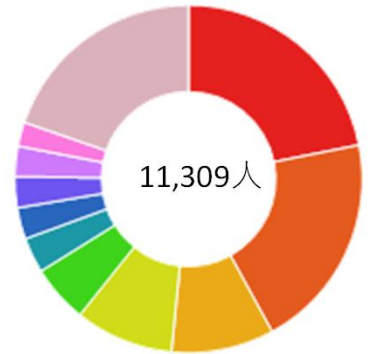
- 1位 大阪府大阪市 (135人)
- 2位 大阪府富田林市 (121人)
- 3位 大阪府堺市 (88人)
- 4位 大阪府羽曳野市 (52人)
- 5位 大阪府藤井寺市 (38人)
- 6位 大阪府八尾市 (24人)
- 7位 大阪府東大阪市 (11人)
- その他 (516人)(域内移動含む)

流入者数内訳(2020年)



- 1位 大阪府富田林市 (1,700人)
- 2位 大阪府河内長野市 (659人)
- 3位 大阪府堺市 (618人)
- 4位 大阪府大阪市 (588人)
- 5位 大阪府羽曳野市 (544人)
- 6位 大阪府藤井寺市 (237人)
- 7位 奈良県香芝市 (172人)
- 8位 大阪府大阪狭山市 (150人)
- 9位 大阪府柏原市 (145人)
- 10位 大阪府八尾市 (142人)
- その他 (2,929人)(域内移動含む)

流出者数内訳(2020年)



- 1位 大阪府大阪市 (2,472人)
- 2位 大阪府富田林市 (2,280人)
- 3位 大阪府羽曳野市 (1,081人)
- 4位 大阪府堺市 (1,038人)
- 5位 大阪府河内長野市 (608人)
- 6位 大阪府藤井寺市 (372人)
- 7位 大阪府柏原市 (330人)
- 8位 大阪府松原市 (327人)
- 9位 大阪府八尾市 (318人)
- 10位 大阪府東大阪市 (254人)
- その他 (2,229人)(域内移動含む)

4章まとめ

2町1村を一つの地域として見ると、製造業を中心とする産業、果実・野菜を中心とする農業、道の駅・史跡をはじめとする観光資源に支えられた、都市と自然の調和する豊かな地域としての特性が浮かび上がった。また、人口移動分析からは、近隣市を含む2町1村内外の人々の結びつきが明らかになった。こうした人や経済の結びつきを活かした一体的なまちづくりにより、地域のポテンシャルを最大限発揮することが望ましい。

太子町

河南町

千早赤阪村

共通する基本目標

- ・自然や歴史と共生するまちづくり
- ・安全、安心で健やかに暮らせるまちづくり

経済

- ・製造業を中心とする産業
- ・果実、野菜を中心とする農業
- ・道の駅や史跡をはじめとする観光

人の結びつき

- ・2町1村内外の人々の相互の人口移動

一つの地域として一体的にまちづくりをすることでポテンシャルを最大限発揮

第5章 合併の制度等

- 合併の制度
- 合併の手続き
- 住民投票の実施状況と合併までの期間
- 合併方式と飛び地・政令市への編入
- 合併後の円滑な運営のための手法

合併の制度

(1)法制度の変遷

- 昭和の大合併後、市町村合併を巡る障害を除去する「市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)」が昭和40年に施行。その後、平成7年改正(①)では、住民発議制度や議員定数・在任特例等を整備・拡充。
- 「平成の大合併期」には、「旧合併特例法の改正(②)」による合併特例債新設や、「新合併特例法の施行(③)」による都道府県知事の権限拡充等、合併推進のための諸制度を整備。
- 「平成の大合併期」終了後、平成22年には「現行合併特例法④」が施行され、「普通交付税の合併算定替」等、合併円滑化のための最低限の制度が残されることとなり、令和2年3月には10年間延長。

	①旧合併特例法 (平成7年改正・施行)	②旧合併特例法 (平成11年改正・施行)	③新合併特例法 (平成16年制定・平成17年施行)	④現行合併特例法 (平成22年改正・施行) (令和12年3月まで延長)
	「平成の大合併期」			
規定目的	「自主的な市町村の合併を推進」		「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化」	「自主的な市町村の合併の円滑化」
国・都道府県の関与	市町村に対する、必要な助言、情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県及び市町村に対する、必要な助言、情報の提供等 ○合併協議会の設置勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ○総務大臣が市町村合併推進のための基本指針を策定 ○都道府県は基本指針に基づき、市町村合併推進に関する構想を作成 <知事の権限> ・市町村合併調整委員を任命し、 あつせん、調停 を行わせることができる ・合併協議会の設置を 勧告 することができる	合併推進に向けた国、都道府県による関与を廃止 (総務大臣による基本指針、都道府県による構想、合併協議会設置の勧告の廃止) ⇒都道府県及び市町村の求めに応じた助言、情報提供等
市となるべき要件の特例	人口要件4万人	人口要件3万人		特例廃止(人口要件5万人)
住民発議(合併協議会設置)	住民発議制度創設 (住民が合併協議会設置の直接請求可)	住民発議制度拡充 (すべての関係市町村で同一内容の直接請求が行われた場合には、すべての関係市町村長は、合併協議会設置について、議会へ付議しなければならない) (平成14年度改正) 住民投票制度の導入(議会への付議の結果、否決された場合、有権者の1/6以上の署名で住民投票を求めることができる)		

合併の制度

	①旧合併特例法 (平成7年改正・施行)	②旧合併特例法 (平成11年改正・施行)	③新合併特例法 (平成16年制定・平成17年施行)	④現行合併特例法 (平成22年改正・施行) (令和12年3月まで延長)
	「平成の大合併期」			
地域自治組織		地域審議会制度の創設(旧市町村の区域ごとに設置可能)	合併特例区(合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位とする)、地域自治区(市町村内の区域を単位とする)制度の創設	
合併特例債		新設 (事業費の95%に充当可、元利償還金の70%を普通交付税措置)	廃止	
その他	<p>○議員の定数(設置選挙or増員選挙を実施)・在任(合併後2年以内or編入先議員の任期まで延長) 特例の拡充</p> <p>○交付税の合併算定替期間の延長 (合併後5年間+激変緩和5年)</p>	<p>○交付税の合併算定替期間の更なる延長 (合併後10年間+激変緩和5年)</p>	<p>○旧合併特例法の経過措置追加(2005年3月31日までに市町村議会の議決を経て都道府県知事に合併申請を行い、2006年3月31日までに合併したものについては、この合併特例法の規定を適用する)</p> <p>○交付税の合併算定替期間の継続 (合併後5~9年間+激変緩和5年)</p>	<p>○市町村合併推進のための方策削除 ・合併推進への国、都道府県による積極的関与(総務大臣による基本指針、都道府県による構想、合併協議会設置の勧告)の廃止 ・3万市特例の廃止</p> <p>○合併の障害除去(円滑化)のための措置は存置 ・議員定数又は在任に関する特例 ・地方税に関する特例 ・住民発議 ・合併特例区</p> <p>・合併算定替 (合併後5年間+激変緩和5年)</p>

合併の制度

(2)大阪府における動き

旧合併特例法期【平成11年7月～平成17年3月＋経過措置1年】

【大阪府による取組み】

●事務次官通知に基づき、「市町村合併推進要綱」を策定(H12.12)。『30の合併パターン』を提示。

●「市町村合併支援本部」の設置(H13.7)。

※本部(本部長:知事、副本部長:副知事・出納長、本部員:各部局長)幹事会(関係課長)地域部会(関係課課長補佐等)

●市町村合併支援プラン(H14.7)に基づく支援。

・合併協議会の円滑な運営や関係市町村との調整のための職員派遣(→各協議会へ週2～5日程度定例出張)

・合併協議会の運営費助成(→実績:3年間で約3千万)

・市町村振興補助金(合併分)による支援(5千万×関係市町村数×5年)→実績:堺市に5億円の支援

・行財政基盤の強化支援(公債費負担格差是正措置、地方債の弾力的運用)など

※市町村施設整備資金貸付金の既貸付金について、低金利の特例借換を行う→実績:堺市に9.6億円の支援

・府事業の重点的な実施(合併市町村の一体化促進に資する社会基盤整備を重点実施※地域版支援計画に提示)

新旧合併特例法期【平成17年4月～平成22年3月】

【大阪府による取組み】

●新法に基づき、「市町村合併推進審議会」を設置(H17.10)(大学教授、市長会・町村長会会長、民間企業幹部等で構成)し、意見を求めた上で、『自主的な市町村合併の推進に関する構想』を策定(H20.8)。

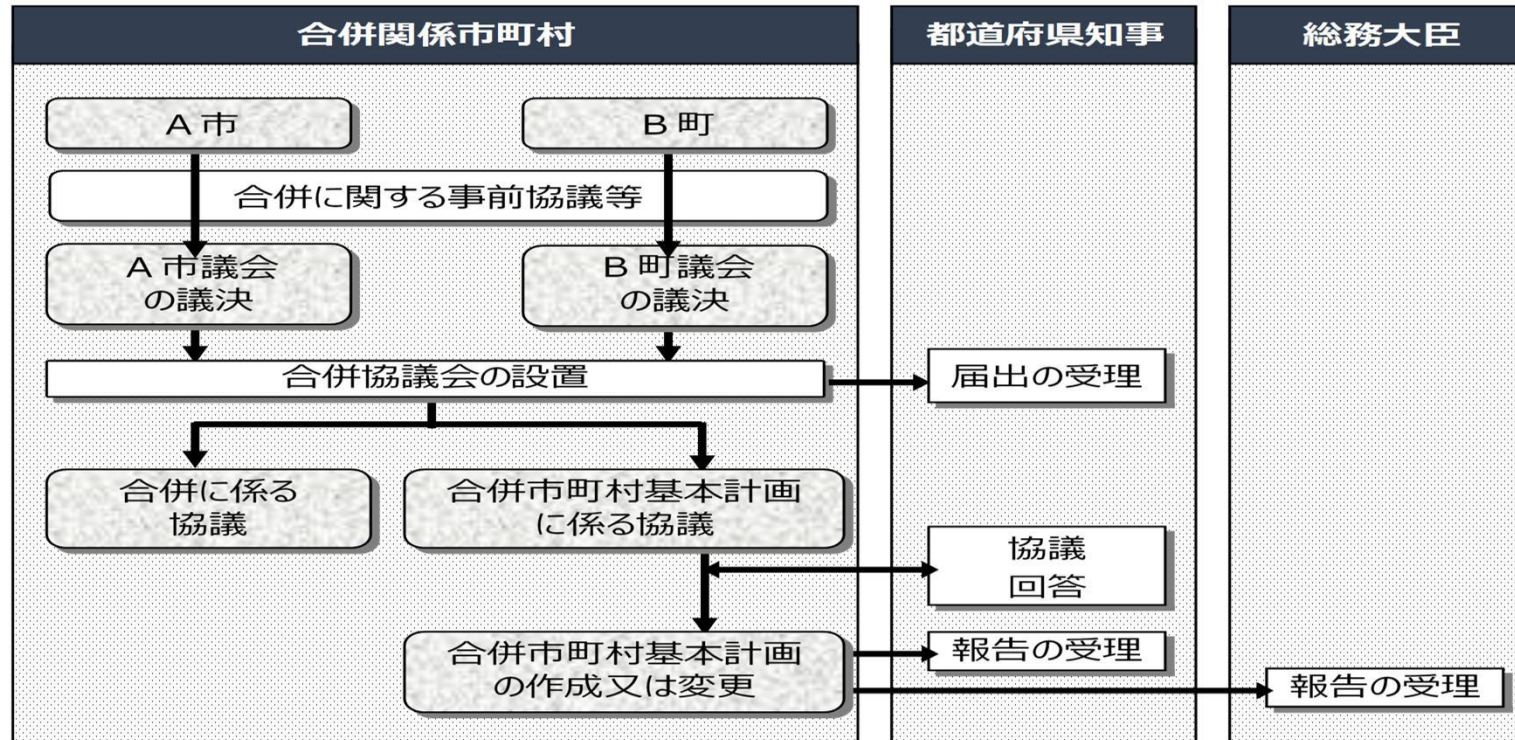
→「河内長野市・千早赤阪村」を構想対象市町村の組合せとして提示。

※法期限等を鑑み、行政効率が低く、財政対応力が比較的乏しい小規模市町村に重点を置き設定。

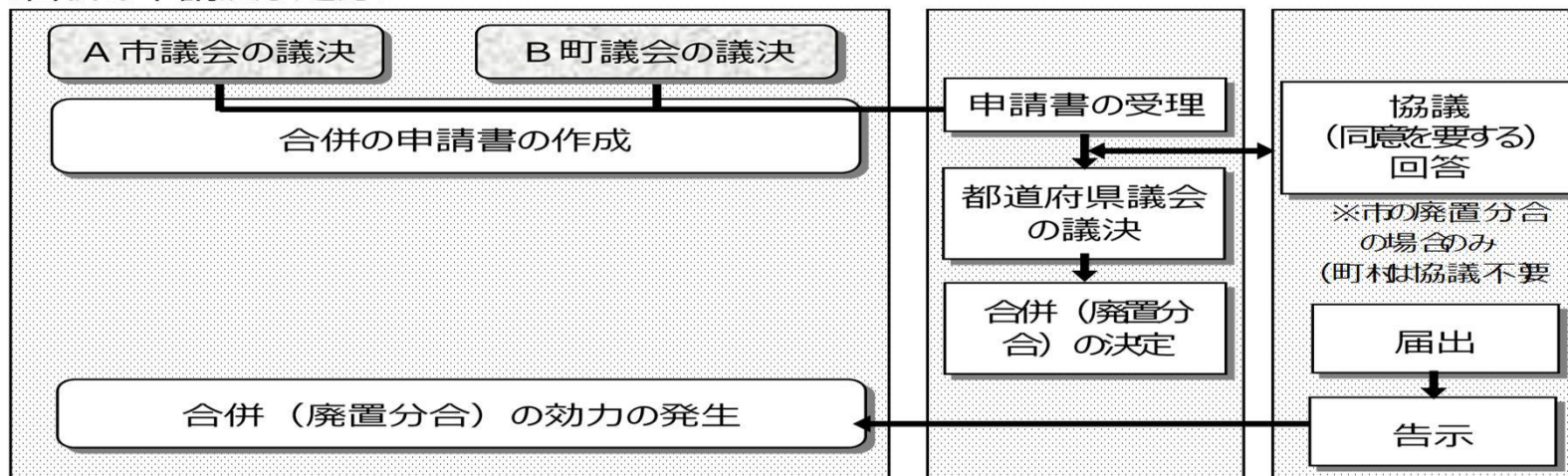
●合併支援本部会議を開催。「合併支援の基本方針」を提示(合計30億円の支援プラン)。

合併の手続き

<合併協議会の設置及び協議>



<合併の申請及び処分>



合併の手続き

【合併市町村基本計画】

- ①合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
新設・・・将来進むべき方向、行財政運営の基本方針
編入・・・編入される地域が合併後果たす役割、合併市町村における位置づけ
- ②合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡な発展に特に資する事業に関する事項
 - ①を実現するための事業
- ③公共的施設の統合整備に関する事項
支所出張所の統廃合、小中学校の統廃合など
- ④合併市町村の財政計画
合併後おおむね5～10年間程度

【合併協議会の主な検討項目(例)】

基本的協議項目	特例法による協議項目	その他の項目	各種事業項目
合併の方式	議会の議員の定数及び任期の取扱い	一部事務組合等の取扱い	総務関係事業
合併の期日	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	使用料・手数料の取扱い	企画財政関係事業
新市の名称	地域自治組織等の取扱い	公共的団体等の取扱い	市民生活関係事業
新市の事務所の位置	地方税の取扱い	補助金・交付金等の取扱い	健康福祉関係事業
財産及び債務の取扱い	一般職の職員の身分の取扱い	—	教育関係事業
—	合併市町村基本計画	—	環境保全関係事業
—	—	—	経済振興関係事業
—	—	—	都市建設関係事業

住民投票の実施状況と合併までの期間

平成11年度以降に合併した649件を分析した結果、

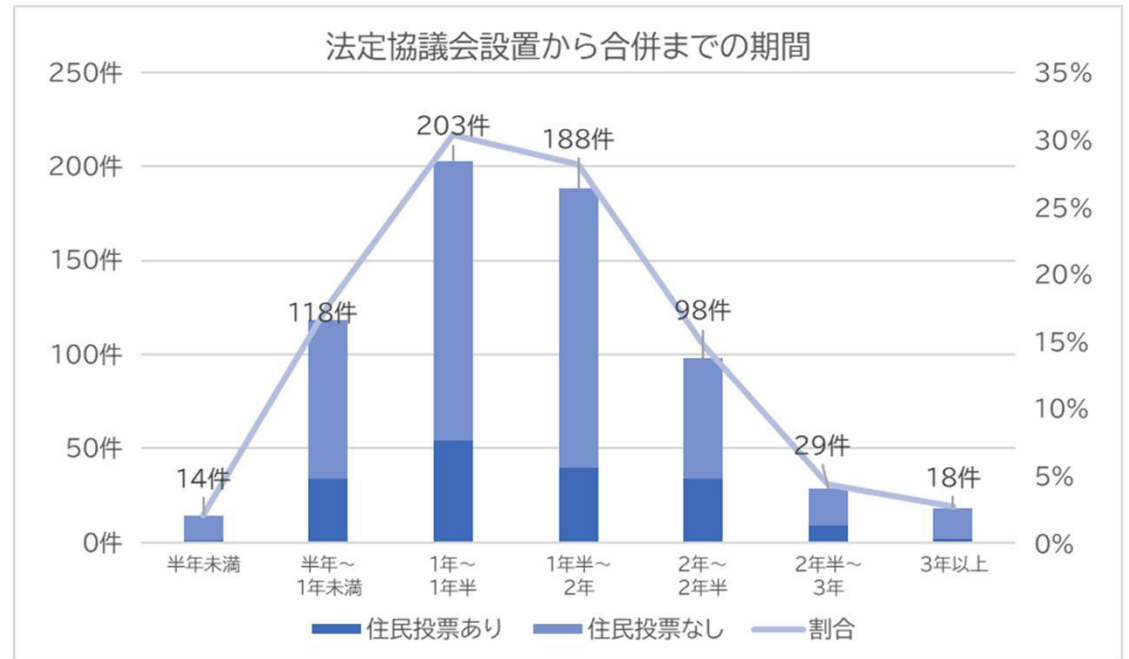
・住民投票を実施した例は、165件と、全体の約4分の1。

・法定協議会設置から合併までの期間は、1年～1年半、1年半～2年までのものが多く、全体の6割を占める。

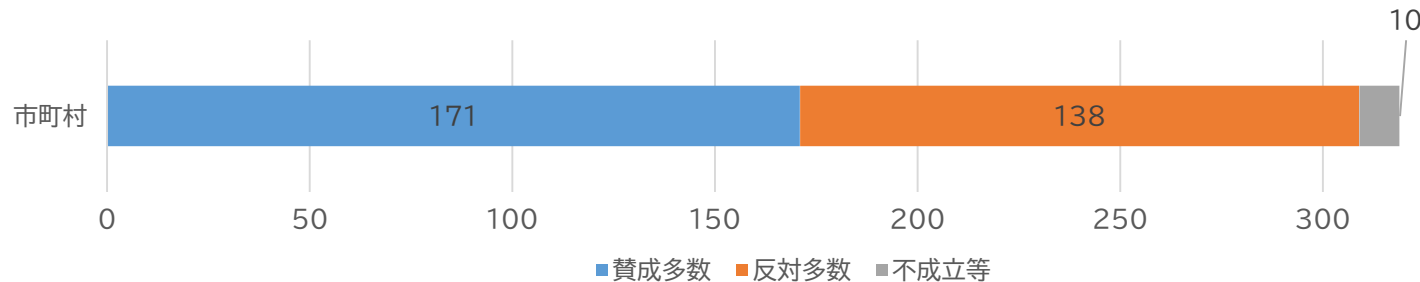
平成22年10月の総務省調査によると、合併の賛否を問う住民投票の結果、賛成多数となったものが171件と、全体の半数を超える。

法定協議会設置から合併までの期間

期間	件数	住民投票あり	住民投票なし
半年未満	14件	1件	13件
半年～1年未満	108件	29件	79件
1年～1年半	195件	53件	142件
1年半～2年	182件	37件	145件
2年～2年半	97件	34件	63件
2年半～3年	29件	9件	20件
3年以上	17件	2件	15件
不明	7件	—	—
計	649件	165件	477件



合併の賛否を問う住民投票の実施状況



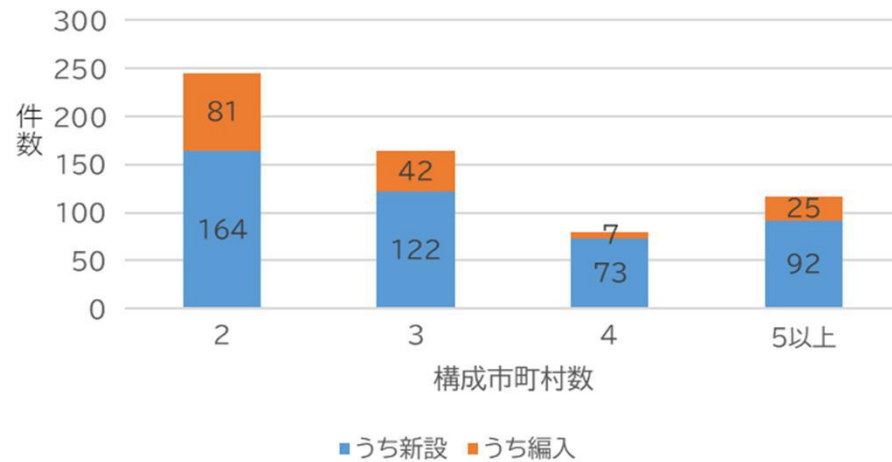
出典：総務省デジタルアーカイブから大阪府総務部市町村局作成

合併方式と飛び地・政令市への編入

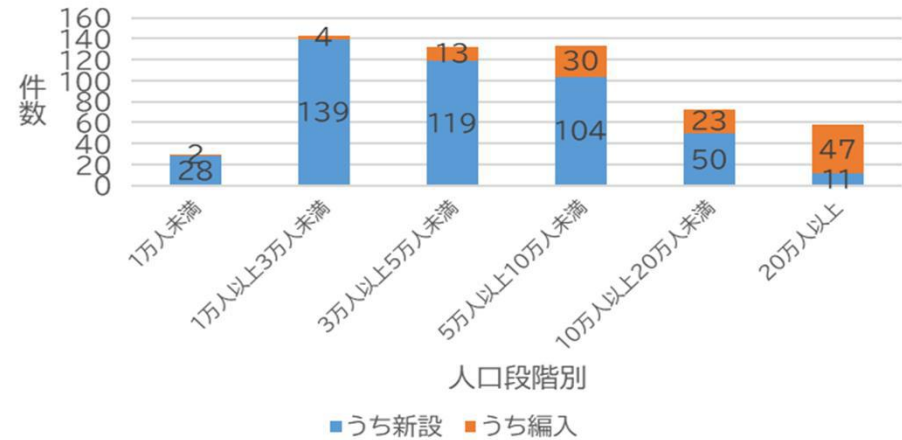
平成11年7月から平成20年4月までに合併した約600の市町村を分析した結果、

- ・合併構成市町村数が3団体以上になると、新設合併の割合が大きい。また、新設合併の場合、編入合併に比べ合併後の人口規模が比較的小さい。
- ・合併により飛び地が生じた事例は15件あり、そのうち12件については、未だ飛び地が解消されていない。
- ・政令市への編入合併の事例は5件あり、編入された市役所・町役場から、政令市本庁舎までの距離は、30キロ程度離れたものが多い。

合併構成市町村数と合併方式



人口段階別の合併市町村の合併方式



合併市町村と飛び地

	市町村数	市町村名
当初の合併の結果、飛び地が生じた市町村(A)	15	釧路市、伊達市、日高町、五所川原市、外ヶ浜町、中泊町、桐生市、高崎市、相模原市、可児市、大垣市、静岡市、三好市、高松市、奄美市
その後の合併により、飛び地が全て解消された市町村(B)	3	相模原市、静岡市、高松市
未だ飛び地が解消されていない市町村(A)-(B)	12	釧路市、伊達市、日高町、五所川原市、外ヶ浜町、中泊町、桐生市、高崎市(※)、可児市、大垣市、三好市、奄美市

※高崎市は、合併により飛び地の一部は解消された。

政令市への編入合併と本庁舎間の距離

		人口(人)	総面積(k㎡)	距離(km)
京都市	京都市(H12国調)	1,467,785	610.22	
	京北町	6,686	217.68	27
広島市	広島市(H12国調)	1,126,239	742.03	
	湯来町	7,895	162.87	29
さいたま市	さいたま市(H16.7人口)	1,067,067	168.33	
	岩槻市	112,140	49.16	16
静岡市	静岡市(H12国調)	706,513	1373.89	
	蒲原町	13,454	14.69	29
静岡市	静岡市(H17国調)	713,723	1388.78	
	由比町	9,600	23.03	26

※google map 経路検索

合併後の円滑な運営のための手法

合併特例法では、合併により、住民の声が届きにくくなるのではないかとの危惧に対して、地域自治区や議員の任期・定数に関する特例が設けられている

地域自治組織と合併特例の概要

	地域自治区	地域自治区(合併特例)	合併特例区	地域審議会
法人格	なし	なし	あり	なし
区長	なし	置ける	置く	
期限	なし	市町村の協議で定める期間	5年以内の規約で定める期間	市町村の協議で定める期間
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区の名称は、議会の議決を経て、町字名で使用することは可能 ・市町村の区域の全域に置かなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治区の名称は、住居表示に冠する(地域自治区の名称は自由) ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例区の名称は、住居表示に冠する(合併特例区の名称は自由) ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能 ※区の予算の作成、公の施設の設置・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村地域に係る事務について審議、意見具申を行う ・市町村の区域の一部のみに置くことが可能
R5.4.1現在の設置状況	13団体(128自治区)	5団体(12自治区)	0団体	7団体(19審議会)
※H19.10.1現在	17団体123地域自治区	38団体104地域自治	6団体16合併特例区	217団体775地域審議
※設置期間	設置期間なしがほとんど	10年前後が約40% 5年前後が約20%	5年間がほとんど	9から11年が約90%
※構成員定数	15～20名が約70%	15名前後が約60%	10～20名	15名前後が約半数
※構成員属性	公共団体等を代表する者、地域の行政運営に関し優れた知見を有する者	公共団体等を代表する者、公募によるもの	公共団体等を代表する者、地域の行政運営に関し優れた知見を有する者	公共団体等を代表する者、学識経験を有する者
※審議事項	市町村の基本構想等の作成に関する事項	市町村建設計画(合併市町村基本計画)の変更に関する事 市町村の基本構想等の作成に関する事項	市町村建設計画(合併市町村基本計画)の変更に関する事 その執行状況に関する事	市町村建設計画(合併市町村基本計画)の変更に関する事 その執行状況に関する事

出典:「平成の合併について」(平成22年3月総務省)より大阪府総務部市町村局作成

合併後の円滑な運営のための手法

議員の任期・定数と合併特例の概要

現行の合併特例法における議員の任期や定数にかかる特例は下記の通りとなっている
なお、公職選挙法では、市町村議会の議員の選挙については、原則その市町村の区域をもって選挙区となるが、特に必要があるときは条例で選挙区を設置することができるとなっている

【新設合併】

地方自治法上は、合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後新たな議員の選挙を行うこととなる
合併特例法による特例は次の選択肢がある

在任特例・・・合併する市町村の協議により、合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内の期間引き続き在任する

【編入合併】

地方自治法上は、編入する市町村の議員の身分には変動がなく、編入される市町村の議員はその身分を失う
合併特例法による特例には次の2つの選択肢がある。

定数特例・・・合併する市町村の協議により、編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入する市町村の合併前の定数に人口比率を乗じて得た数をもって編入される市町村ごとの定数とし、それぞれ編入される市町村ごとに増員選挙を行う

在任特例・・・合併する市町村の協議により、編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の残任期間に合わせてそのまま引き続き在任する

【参考】平成22年4月以降の市町村合併における特例の活用状況

新市名	愛知県西尾市	島根県松江市	岩手県一関市	栃木県栃木市		島根県出雲市	埼玉県川口市
合併方式	編入						
議員の取扱い	特例なし	定数特例あり	定数特例あり	特例なし	特例なし	定数特例あり	定数特例あり
合併前の議員定数	60人	50人	44人	41人	48人	50人	55人
合併後の議員定数	30人	34人	30人	30人	30人	32人	42人

出典:「平成の合併について」(平成22年3月総務省)より大阪府総務部市町村局作成